

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年 2 月 5 日

【計算期間】 第10特定期間(自 平成20年 5 月 9 日 至 平成20年11月10日)

【ファンド名】 L M・グローバル・プラス（毎月分配型）

【発行者名】 レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田島 廣久

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

【事務連絡者氏名】 藤田 剛志

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

【電話番号】 03-5219-5700

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的及び基本的性格

「LM・グローバル・プラス（毎月分配型）」（以下「当ファンド」ということがあります。）は、「LM・グローバル債券マザーファンド」及び「LM・グローバル株式マザーファンド」（以下、総称してまたは各々を「マザーファンド」ということがあります。）の各受益証券への投資を通じて、主として外国の公社債及び株式に投資を行うことにより、毎月の分配と中長期的な信託財産の安定成長を目指した運用を行います。信託金限度額は、信託約款の規定により1兆円となっております。ただし、委託会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。当ファンドは、契約型の投資信託です。格付は取得していません。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下のとおりです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する分類及び属性を示します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
不動産投信		
その他資産		
追加型	内外	資産複合

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「資産複合」とは、目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり
		日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	北米		
		年4回		
		年6回 (隔月)	アジア	
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
		中南米		
その他資産（投資信託証券 （資産複合（債券・株式）））	日々	アフリカ		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		その他		

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に債券及び株式に投資を行っておりますので、上記属性区分表の投資対象資産については、「その他資産（投資信託証券（資産複合（債券・株式）））」と表示しております。

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記のとおりです。

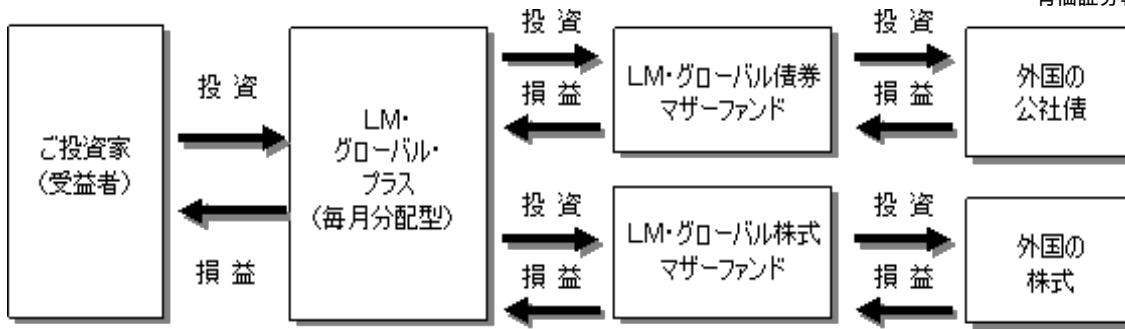
投資対象資産	その他資産	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「（日本を除く）」は、日本の資産は含まないことを示します。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）当ファンドが該当する分類及び属性以外のものについての詳細は、社団法人投資信託協会のインターネットのホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

- 主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、外国の公社債及び株式に投資を行い、中長期的に信託財産の安定した成長を目指します。
- 原則として、マザーファンド受益証券の基本投資割合は、純資産総額に対して以下の比率を目安とします。マザーファンド受益証券への投資割合が基本投資割合から一定の範囲を超えた場合には、組入比率の調整を行います。
 - LM・グローバル債券マザーファンド受益証券・・・・・・・・・・70% ± 5%
 - LM・グローバル株式マザーファンド受益証券・・・・・・・・・・30% ± 5%
- 実質組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行いません。
- 「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、ご投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



(注) 委託会社は、マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。マザーファンドに投資を行っているベビーファンドは以下の通りです。

LM・グローバル債券マザーファンド

LM・世界債券ファンドVA（適格機関投資家専用） 平成14年9月25日設定

LM・グローバル債券ファンドVA（適格機関投資家専用） 平成14年9月25日設定

LM・グローバル株式マザーファンド

LM・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用） 平成15年6月30日設定

特徴
1

毎月の安定した分配金 +ボーナス的な分配金*を支払うことを目指します。

組入れた株式が値上がりすれば、ボーナスとして皆さまに分配することを目指します。

特徴
2

外国債券70:外国株式30の組み合わせで、 リターンアップ&リスクダウンを図ります。

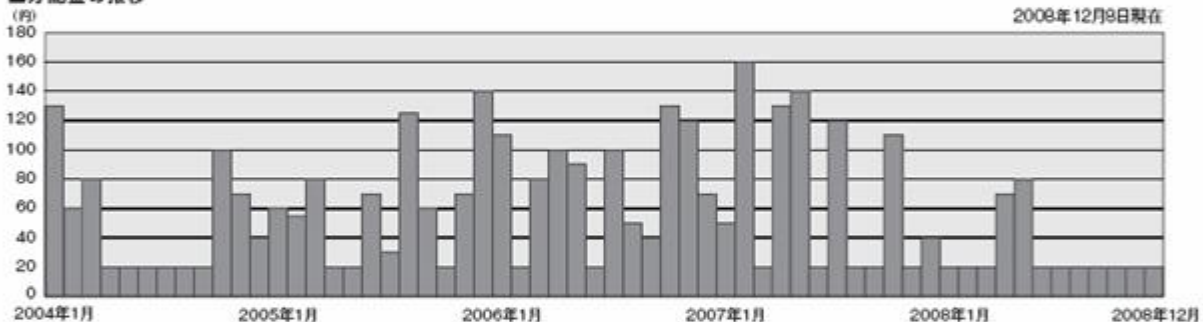
外国債券だけに投資するよりも、よりリスクが少なく安定したリターンを目指します。

当ファンドは、為替ヘッジを行わないため、分配金及び基準価額は為替変動の影響を受けます。

※「ボーナス的な分配金」とは、毎月の利子収入や配当収入等に加えて株式の値上がり益等を上乗せして分配することを指します。株式の値上がり益を確保できた場合でも、債券価格の下落や円高等により基準価額が下落した場合等、この上乗せ分配を行わないことがあります。また、毎月の分配においても、分配原資が少額の場合には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

LM・グローバル・プラス(毎月分配型)の分配金と基準価額推移

■分配金の推移



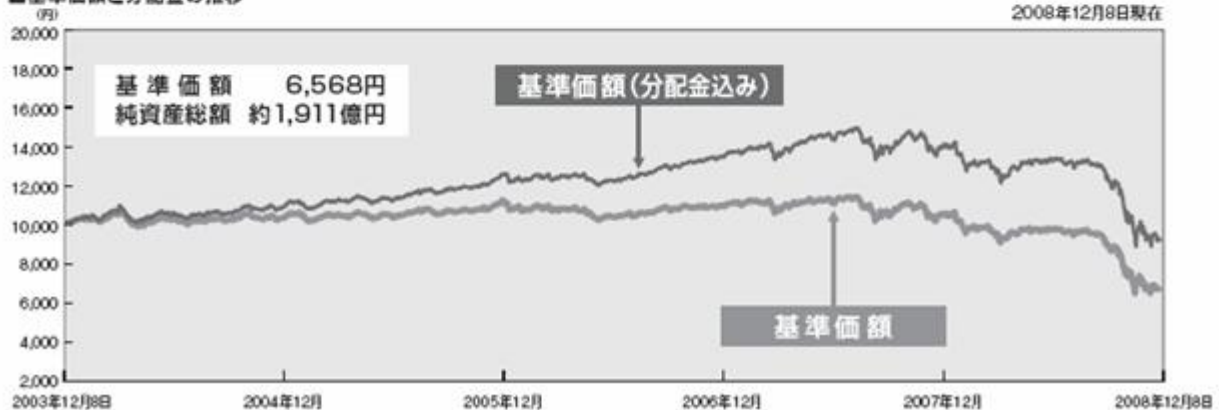
■設定来の分配実績(1万口当たり・税引前)

2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
600円	750円	930円	850円	350円

設定来合計(2008年12月8日現在) **3,480円**

*各年の分配実績は、2004年(第1期～第12期)、2005年(第13期～第24期)、2006年(第25期～第36期)、2007年(第37期～第48期)及び2008年(第49期～第60期)における分配金(1万口当たり、税引前)を合計したものです。なお、基準価額(分配金落ち後)は、当初10,000円、第12期末10,289円、第24期末10,953円、第36期末10,788円、第48期末10,422円、第60期末6,568円でした。*上記実績は過去のものであり、将来の運用成果などを保証するものではありません。*運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■基準価額と分配金の推移



*上記グラフは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。*基準価額は信託報酬控除後のものです。

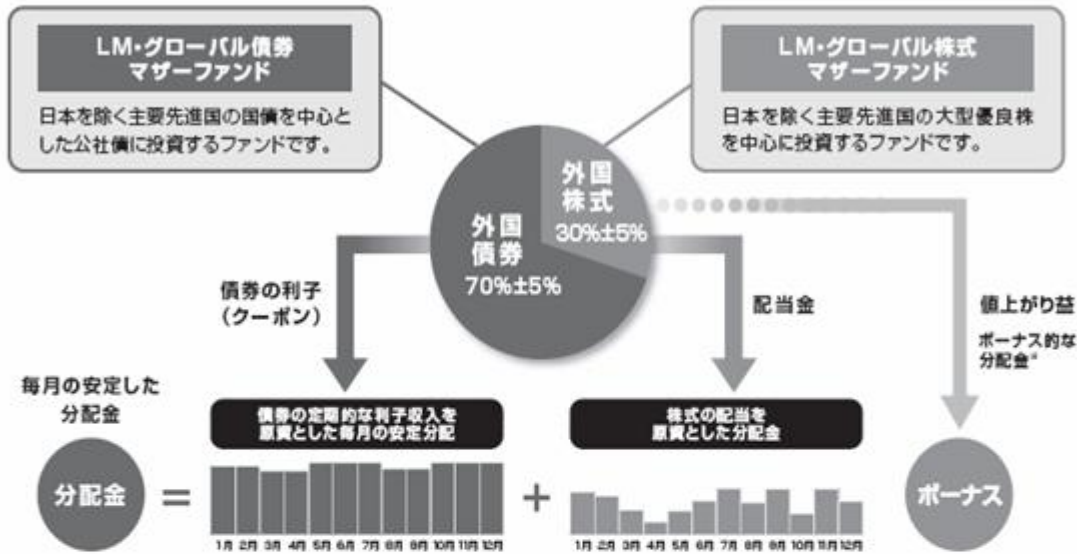
*分配金込みの基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

毎月の安定した分配金+ボーナス的な分配金を支払うことを目指します。

組入債券の利子収入と組入株式の配当収入等を原資として、毎月の安定した分配を行うことを目指します。さらに組入株式の値上がり益を原資として、ボーナス的な分配*を行うことを目指します。

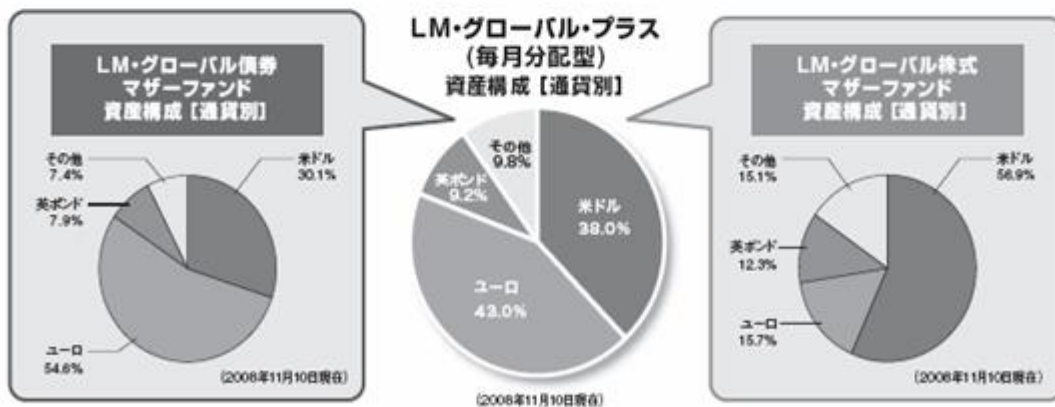
ファンドの仕組みと運用について

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」で運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



*「ボーナス的な分配金」とは、毎月の利子収入や配当収入等に加えて株式の値上がり益等を上乘せして分配することを指します。株式の値上がり益を確保できた場合でも、債券価格の下落や円高等により基準価額が下落した場合等、この上乘せ分配を行わないことがあります。また、毎月の分配においても、分配原資が少額の場合には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

資産構成について



債券運用の参考指標

シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

- 日本を除く世界の主要債券市場の値動きを代表的に表す指数として世界の機関投資家が利用しています。
- 世界22ヵ国の国債のパフォーマンスを時価総額加重で表しています。
- シティグループ・グローバル・マーケット・インクが同指数を構築・公表。

(2008年11月10日現在)

株式運用の参考指標

MSCIコクサイ・インデックス(配当込、ヘッジなし・円ベース)

- 日本を除く世界の主要株式市場の値動きを代表的に表す指数として世界の機関投資家が利用しています。
- 日本を除く世界の主要国(22ヵ国が対象)の株式で構成されています。
- モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インク(MSCI Inc.)が独自に算出している株式指数です。

(2008年11月10日現在)

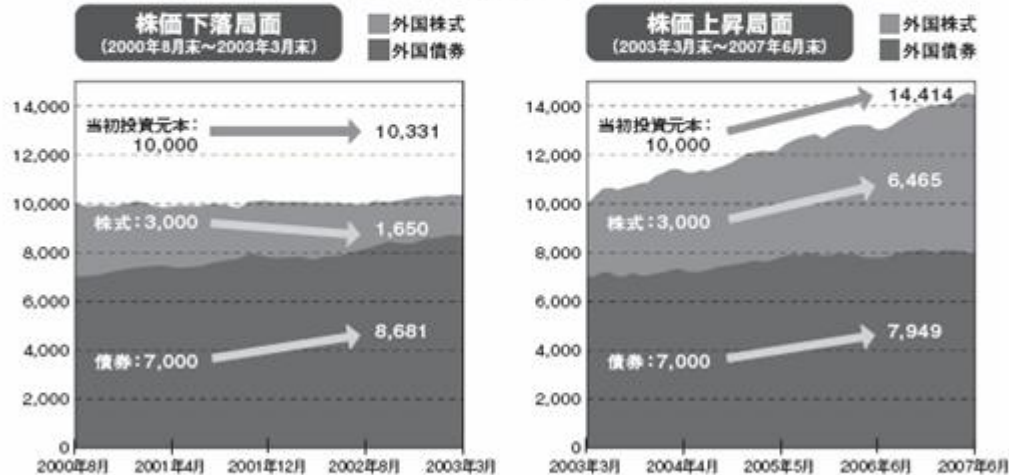
外国債券70:外国株式30の組み合わせで、 リターンアップ&リスクダウンを図ります。

外国債券と外国株式を組み合わせることで、リスクとリターンのバランスのよい“プラス”の効果のある安定的な資産運用が可能となります。

外国債券70:外国株式30の組み合わせ効果

投資元本10,000を、外国債券に7,000、外国株式に3,000投資したと仮定して、シミュレーションしています。

分散投資の効果を示すために、当指数は現地通貨ベースで算出しております。
したがって円ベースの実際の投資金額とは異なりますのでご注意ください。



*上記は過去の実績であり、将来の運用成果を予測あるいは保証するものではありません。
(出所)MSCI Inc.、シティグループ・グローバル・マーケット・インクのデータを基に委託会社が作成。

(使用データ) 外国株式:MSCIコクサイインデックス(配当込み、ヘッジなし・現地通貨ベース) 2000年8月末→3,000、2003年3月末→3,000としてそれぞれ指数化、2007年6月末まで
外国債券:シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・現地通貨ベース) 2000年8月末→7,000、2003年3月末→7,000としてそれぞれ指数化、2007年6月末まで

円ベースの年間騰落率(1993年以降の15年間)

円換算ベース	外国株式	日本株式	外国債券	日本債券	外国債券70+外国株式30
1993年	9.30%	10.97%	-1.29%	14.04%	1.89%
1994年	-10.11%	9.11%	-9.77%	-2.67%	-9.87%
1995年	33.72%	2.09%	25.80%	13.29%	28.18%
1996年	38.48%	-6.06%	19.55%	5.26%	25.23%
1997年	40.06%	-19.41%	13.66%	6.60%	21.58%
1998年	10.57%	-6.57%	-0.10%	0.50%	3.10%
1999年	10.03%	59.69%	-17.97%	4.83%	-9.57%
2000年	-0.28%	-24.96%	17.72%	2.13%	12.32%
2001年	-2.52%	-18.91%	17.83%	3.35%	11.72%
2002年	-27.96%	-17.50%	10.33%	3.19%	-1.16%
2003年	20.59%	25.19%	5.67%	-0.74%	10.15%
2004年	10.14%	11.34%	7.31%	1.26%	8.16%
2005年	24.68%	45.23%	10.06%	0.72%	14.44%
2006年	23.78%	3.02%	10.02%	0.30%	14.14%
2007年	4.30%	-11.11%	4.52%	2.64%	4.46%
15年累積リターン	364.17%	29.95%	173.97%	68.74%	236.87%
年平均リターン	12.53%	2.04%	8.06%	4.11%	9.79%
ブレ幅*	68.01%	84.65%	43.78%	16.71%	38.05%

(注)各資産における過去15年間の最高リターンです。

(注)各資産における過去15年間の最低リターンです。

(使用データ)

外国株式:MSCIコクサイインデックス(配当込み、ヘッジなし・円ベース)

日本株式:TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

外国債券:シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

日本債券:シティグループ日本国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)

*ブレ幅とは最高リターンと最低リターンの差を求めたものです(最高リターンー最低リターン)。

*上記は過去の実績であり、将来の運用成果を予測あるいは保証するものではありません。

(出所)MSCI Inc.、ブルームバークのデータを基に委託会社が作成。

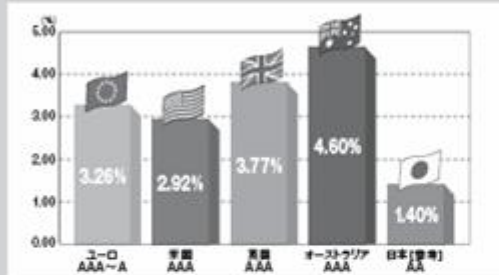
日本を除く主要先進国の公社債と株式に投資します。

マザーファンドへの投資を通して、外国の公社債及び株式に投資を行い、中長期的に信託財産の安定した成長を目指します。

外国債券の魅力

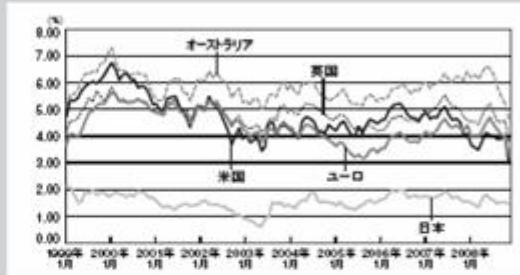
日本と比較して相対的に高い利回り、高い格付けの外国債券に投資します。

■主要国の金利比較(10年国債利回り)



(出所) 利回り：ブルームバーグ 10年国債利回り2008年11月現在
格付け：スタンダード&プアーズ 自国通貨債長期国債の格付け 2008年11月現在

■主要国の金利推移(10年国債利回り)



(出所) 利回り：ブルームバーグ 10年国債利回り2008年11月現在

意外と身近な外国株式

■ファンド組入銘柄企業が提供している商品・サービス例

業種	ナイキ (米)	格付け	A+
スポーツ用品	スニーカーやスポーツウェアなどスポーツ関連商品を扱うメーカー	海外売上比率:66%	

業種	インテル (米)	格付け	A+
半導体	世界最大手の半導体メーカー ●Pentium(ペンティアム) ●Celeron(セレロン)	海外売上比率:64%	

業種	P&G (米)	格付け	AA-
生活必需品	●ファブリーズ、ゴールド、アリエール、ジョイ ●SK-II、ヴィダルサスーン ●シレット、ブラウン ●デュフセル	海外売上比率:56%	

業種	ファイザー (米)	格付け	AAA
製薬	研究開発型の世界的医薬品会社 ●リスタリン ●ニコレット ●バイアグラ	海外売上比率:52%	

業種	エクソン・モービル (米)	格付け	AAA
エネルギー	世界最大規模のエネルギー会社 ●モービル ●エッソ	海外売上比率:75%	

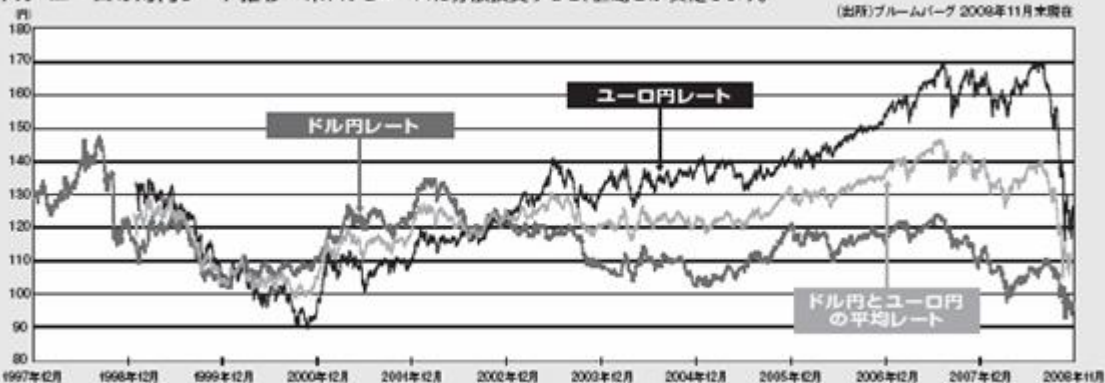
業種	BHP ビリトン (英・豪)	格付け	A+
工業・資源	国際的な資源開発会社 ●鉄鉱石、金などの鉱石採掘と生産 ●石油の探査、生産、精製	海外売上比率:90%	

上記は2008年11月10日現在のマザーファンドの組入銘柄のうち、グローバルに事業を展開している企業を示したものです。

(出所) 格付け：スタンダード&プアーズ 2008年11月25日現在 売上比率：ブルームバーグ 2008年11月25日現在の各企業最近決算

米ドル・ユーロの対円レート推移 米ドルとユーロに分散投資すると、価値動きが安定します。

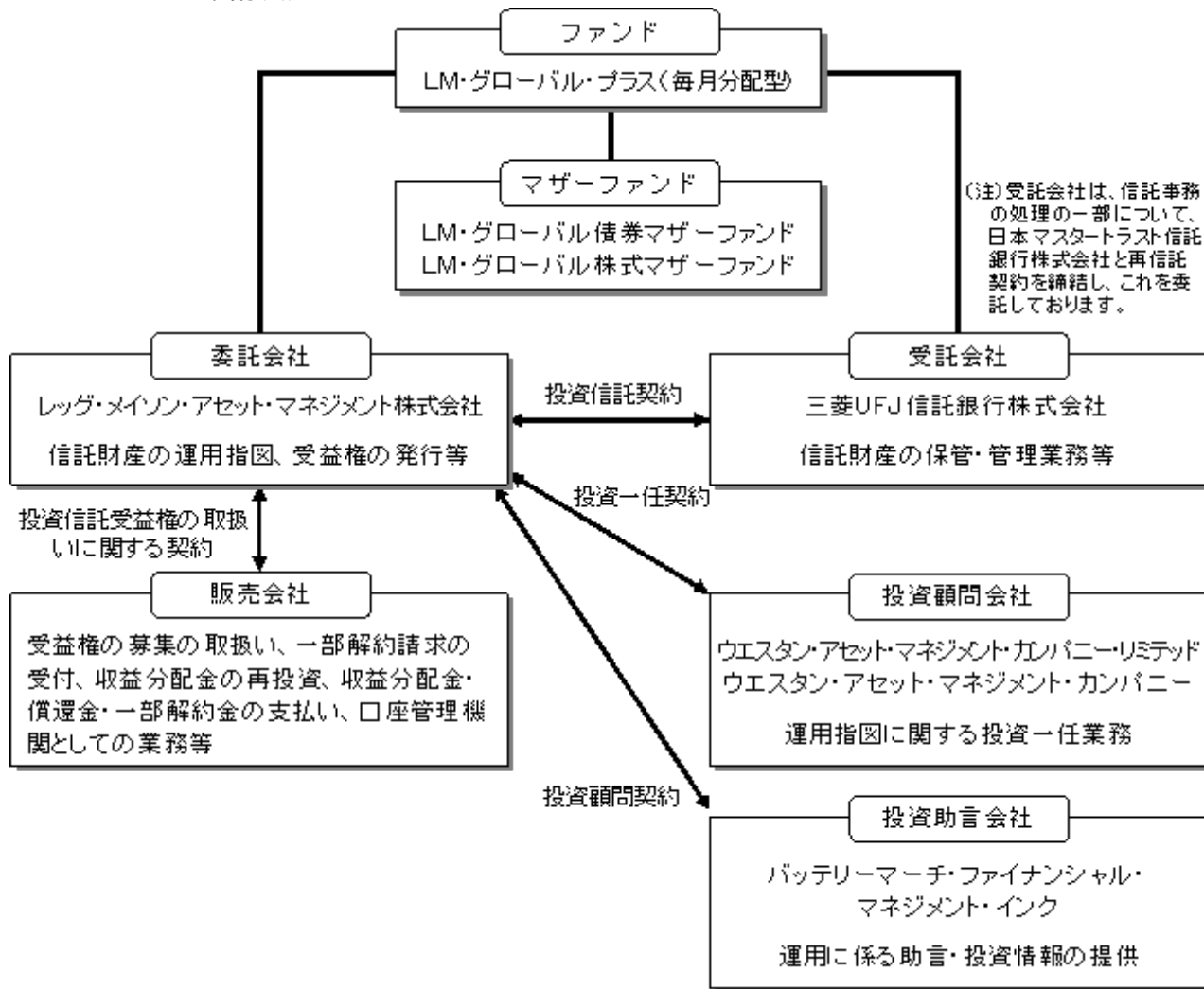
(出所)ブルームバーグ 2008年11月現在



上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



販売会社については、以下の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

ファンドに関する契約の概要

a. 投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い等）等について規定しています。

c. 投資一任契約

委託会社が投資顧問会社に「LM・グローバル債券マザーファンド」の運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。

d. 投資顧問契約

投資助言会社が委託会社に「LM・グローバル株式マザーファンド」の運用に係る助言、情報提供を行うにあたり、情報提供の方法及び条件並びに投資助言報酬等について両者間で取り決めたものです。

委託会社の概況（平成21年2月5日現在）

a. 資本金の額

1,000百万円

b. 沿革

平成10年4月28日 ソロモン投信委託株式会社設立

平成10年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得

平成10年11月30日 投資顧問業登録

平成11年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得

平成11年10月1日 スミス パーニー投資顧問株式会社と合併、

「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成13年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成18年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成19年9月30日 金融商品取引業登録

c. 大株主の状況

名 称 レグ・メイソン・インク

住 所 アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市ライトストリート100

所有株式数 78,270株

持株比率 100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用の基本方針

主として外国の公社債及び株式に投資を行うことにより、毎月の分配と中長期的な信託財産の安定成長を目指した運用を行います。

主な投資対象

L M・グローバル債券マザーファンド及びL M・グローバル株式マザーファンドの各受益証券とします。

投資方針

a. 主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、外国の公社債及び株式に投資を行い、中長期的に信託財産の安定した成長を目指します。

b. 原則として、マザーファンド受益証券の基本投資割合は、純資産総額に対して以下の比率を目安とします。マザーファンド受益証券への投資割合が基本投資割合から一定の範囲を超えた場合には、組入比率の調整を行います。

L M・グローバル債券マザーファンド受益証券・・・70%±5%

L M・グローバル株式マザーファンド受益証券・・・30%±5%

c. 実質組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行いません。

d. 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

e. 異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

f. 当初設定時及び償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向及び急激な市況動向の変動が発生もしくは予想されるとき並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第20条）

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
6. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利
10. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1.から8.までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(八)金銭債権

(二)約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

委託会社は、信託金を、主としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるLM・グローバル債券マザーファンド及びLM・グローバル株式マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（約款第21条第1項）

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a. からk. までの証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証

券に係るものに限ります。)

- q. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの

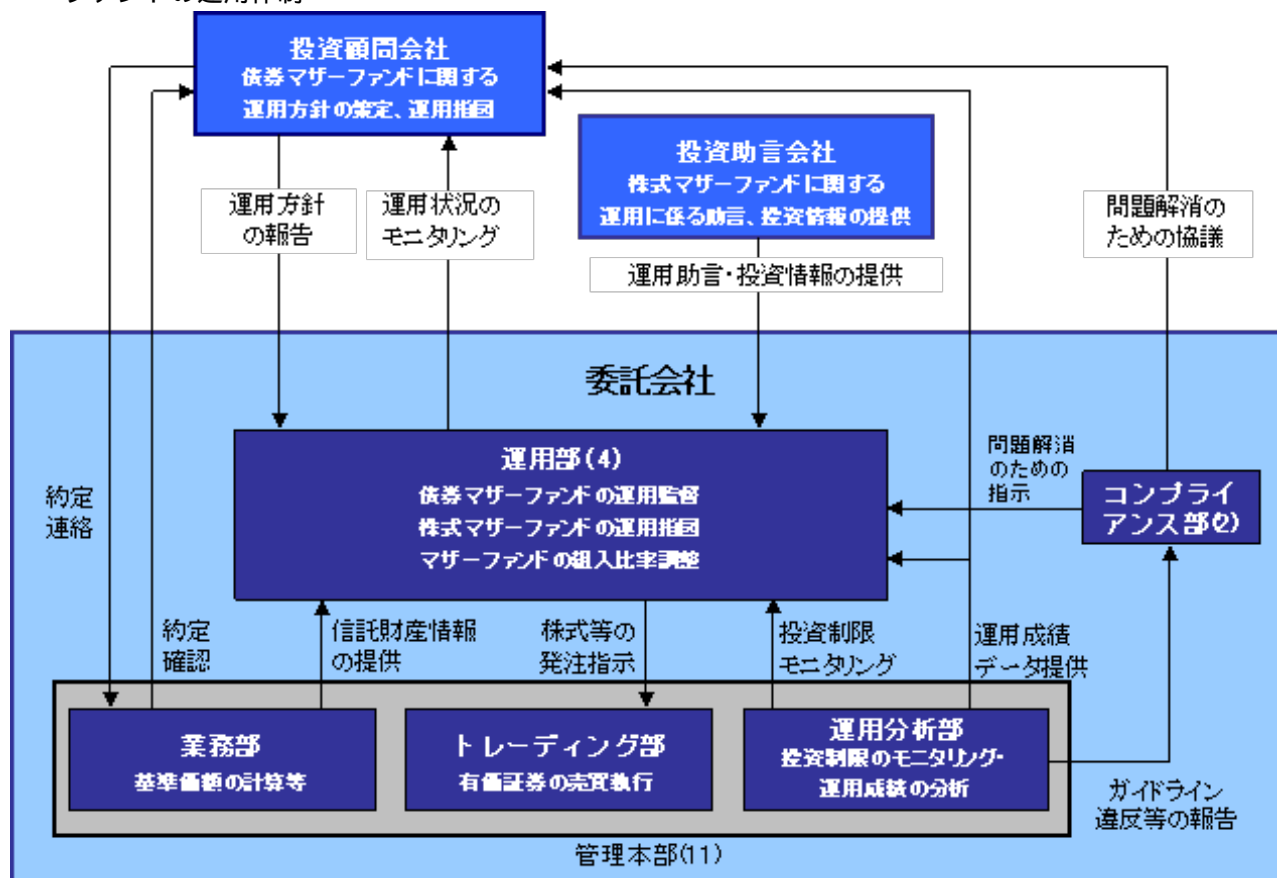
なお、上記a.の証券または証書並びにl.及びq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記のa.の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。（約款第21条第2項）

(3)【運用体制】

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。（マザーファンドの組入比率調整に係る運用指図は委託会社が行います。）

「LM・グローバル債券マザーファンド」の運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーが行います。また、「LM・グローバル株式マザーファンド」の運用は、委託会社がバッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インクの投資助言を受けて行います。

ファンドの運用体制



(注) ()は平成20年12月末現在の各部署に属する人数（管理本部は、上記業務に従事する人数）を示します。

委託会社は、投資顧問会社との間で、LM・グローバル債券マザーファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。

投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

運用部は、投資助言会社から受けた投資助言に基づき、LM・グローバル株式マザーファンドの運用方針を決定し、トレーディング部に株式等の発注を指示します。

運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限に従った状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携する等して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。

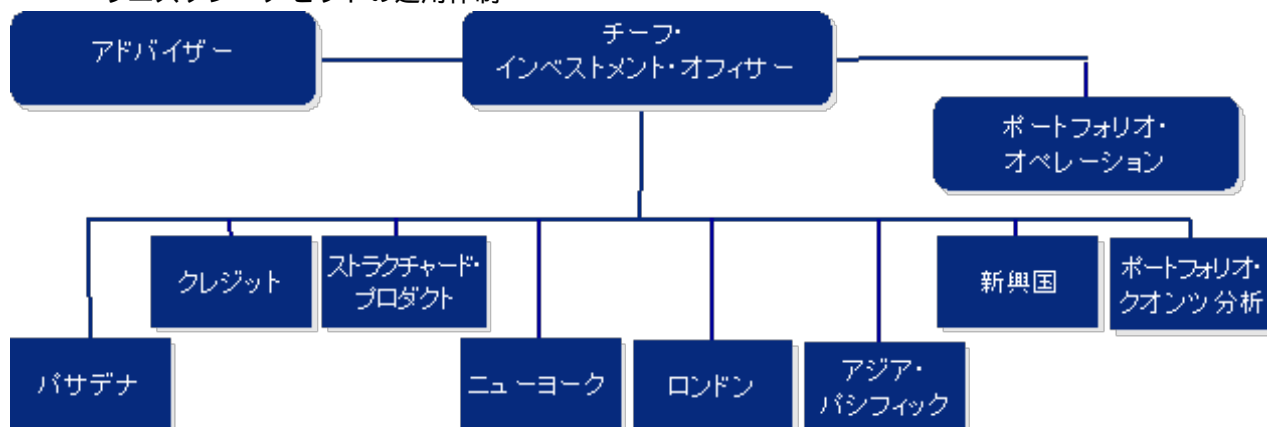
委託会社では、運用の意思決定の監督は、東京運用委員会があたります。東京運用委員会は、投資責任者、ポートフォリオ・マネジャー及びファンドの運用に関係する各部門の責任者で構成され、議事内容は取締役会に報告されます。東京運用委員会は、月次で開催され、有価証券市場の状況認識・市場の方向性の予測、各ファンドの運用成績の点検、各ファンドの運用方針が適切に策定されているかの確認等を行います。

上記の運用については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」に従って業務が遂行されます。

（参考）LM・グローバル債券マザーファンドの投資顧問会社の運用体制

ファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に委託します。投資顧問会社では、信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

<ウエスタン・アセットの運用体制>



上記は、投資顧問会社2社を含めたウエスタン・アセットのグループ全体の運用体制を示したものです。

（注）ファンドの運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託及び投資助言会社から投資助言の提供を受けることが適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社及び投資助言会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社及び投資助言会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

(4)【配分方針】

収益分配方針

原則として、毎決算時（原則として毎月8日、休業日の場合は翌営業日。）に、分配方針に基づき分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
- b. 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた利子・配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。また、各計算期間において外国株式に係る売買益が生じたときは、利子・配当等収益に加えて、分配対象額の範囲内で外国株式に係る売買益等からも分配を行う場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- d. 自動けいぞく投資コースを選択した受益者の分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資約款」に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (イ) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (ロ) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 上記a.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当ファンドの信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

< 信託約款による投資制限 >

株式への投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第21条第3項及び第24条第1項）

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産の属する株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 上記a.及びb.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式等の範囲（約款第23条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（国内外の有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

新株引受権証券及び新株予約権証券の投資制限(約款「運用の基本方針」、約款第21条第4項及び第24条第2項)

a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 上記a.及びb.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券の投資制限(約款「運用の基本方針」、約款第21条第5項)

a. 委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款「運用の基本方針」、約款第29条)

a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」)

信用取引の指図範囲(約款第25条)

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. 上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(へ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(へ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券

(ロ) 株式分割により取得する株券

(ハ) 有償増資により取得する株券

(ニ) 売出しにより取得する株券

(ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券

(ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(上記(ホ)に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図(約款第26条)

- a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
- b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(約款第27条)

- a. 委託会社は、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 上記c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図(約款第28条)

- a. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本d.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 上記c.及びd.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- f. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- g. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたと

きは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第30条）

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記（イ）及び（ロ）の範囲内で貸付の指図をすることができます。

（イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

（ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b. 上記a.の（イ）及び（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
公社債の空売りの指図範囲（約款第31条）

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものものとします。

b. 上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（約款第32条）

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものものとします。

b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ（約款第41条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 上記a.の資金借入額は、下記（イ）から（ハ）までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

（イ）一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

（ロ）一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内

（ハ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

c. 上記b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第34条）

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b. 上記a.の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

c. 上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

受託会社による資金の立替え（約款第43条）

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< 法令による投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。（投信法第9条）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

< 参考 >

L M・グローバル債券マザーファンド

(1)投資方針

基本方針

L M・グローバル債券マザーファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を上回る収益を目指して運用を行います。ただし、この目標収益の達成を約束するものではありません。

運用方法

a.投資対象

日本を除く適格国通貨建の確定利付証券（モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。）を主要投資対象とします。「適格国」とは、OECD加盟諸国及び非加盟国のうちA - またはA 3以上の政府債務格付を有する国をいいます。

b.投資態度

(イ)「適格国」通貨建の確定利付証券（モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。）を中心に分散投資を行います。投資対象証券は、原則としてOECD加盟国に属する企業または金融機関が発行するものはBBB - / B a a 3、OECD加盟国以外に属する企業または金融機関が発行するものはA - / A 3の最低格付（短期金融商品については、A 1 / P 1の格付を有することを最低条件とします。）を有するものとします。なお、本邦に属する者を発行者とし、または円建で発行される確定利付証券には投資しません。

< OECD*加盟国 >

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国（計30カ国）（平成20年12月末現在）

* OECD = Organisation for Economic Co operation and Development（経済協力開発機構）

(ロ)ベンチマークはシティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）とします。ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマークに比し±3年の範囲内で変動させることを原則とします。ベンチマークに対するトラッキングエラー・ターゲットは2%、超過収益目標は1%とします。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。

<シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）>

世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し、指数化したもので、日本を除く世界主要国の国債市場全体の実勢を反映している指数といえます。

(インデックスの構成国)

米国、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ベルギー、オランダ、オーストリア、ギリシャ、ポルトガル、ポーランド、フィンランド、アイルランド、英国、デンマーク、スウェーデン、スイス、オーストラリア、ノルウェー、シンガポール、マレーシアの計22カ国(平成20年11月10日現在)

出所：シティグループ・グローバル・マーケット・インク

(注)構成国は変更となる場合があります。

- (ハ)長期的観点に基づくバリュエーション(債券価値)志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、中長期に超過収益の獲得を目指します。
- (ニ)個別銘柄の選定においては、ボトムアップ・リサーチによる調査を実施し、流動性及び発行規模といった要因も考慮しつつ、割安と判断される銘柄の発掘を行います。
- (ホ)外貨建資産に対する投資比率には制限を設けません。外貨建資産については為替ヘッジ(対円)を行いません。
- (ヘ)国内及び外国の市場における有価証券先物取引等を行うことができます。
- (ト)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことができます。
- (チ)資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (リ)委託会社は、運用指図に関する権限のうち次に関する権限を、次の者に委託します。

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド(英国)

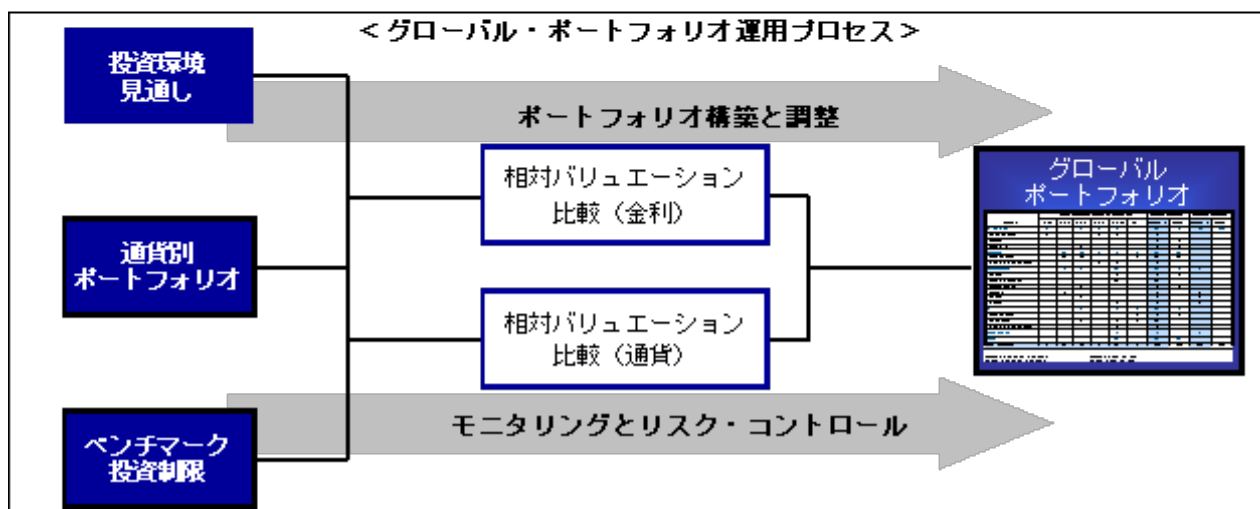
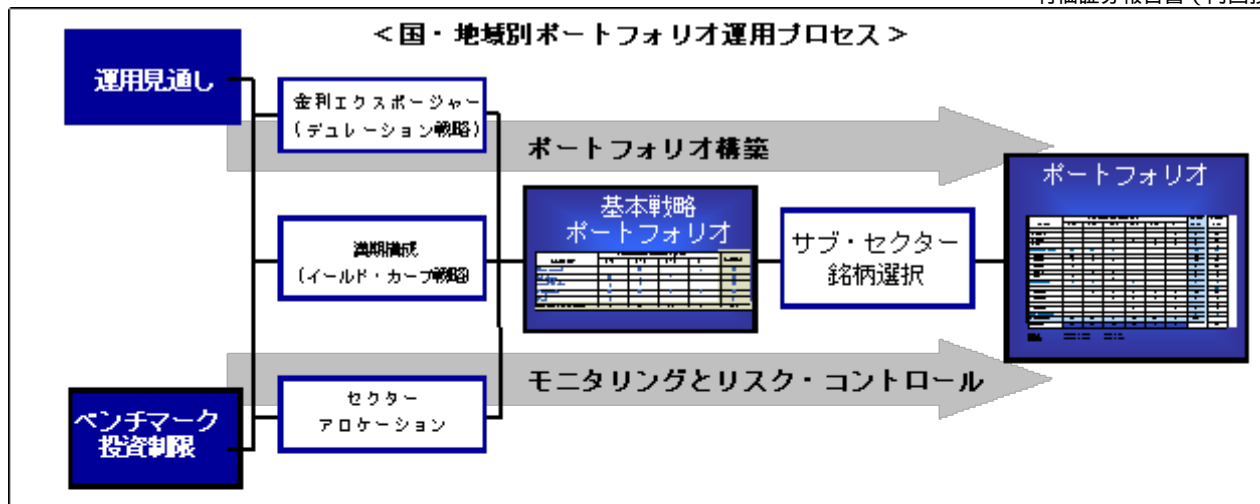
米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)及び外国為替の運用

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー(米国)

米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)の運用

<投資顧問会社の運用プロセス>

長期的観点に基づくバリュエーション(債券価値)志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。



（注）運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

<ウエスタン・アセットの概要>（平成20年12月末現在）

本社：米国カリフォルニア州パサデナ、1971年設立

レグ・メイソン・インクの100%子会社

アクティブ運用に特化。チーム体制を採用し、セクターを重視する運用

ニューヨーク、ロンドン、東京、シンガポール、メルボルン、サンパウロに運用拠点

(2)投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第11条）

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

- 1.有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- 2.有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- 3.有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- 4.外国金融商品市場において行う取引であって、1.から3.までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
- 5.金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- 6.金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規

則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)に係る権利(1.から4.までに掲げるものに該当するものを除きます。)

(八)金銭債権

(二)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

委託会社(投資顧問会社を含みます。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。(約款第12条第1項)

a.国債証券

b.地方債証券

c.特別の法律により法人の発行する債券

d.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

e.転換社債の転換及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得した株券

f.コマーシャル・ペーパー

g.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からf.までの証券または証書の性質を有するもの

h.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

i.外国法人が発行する譲渡性預金証書

j.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)

k.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

l.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、上記e.の証券または証書及びg.の証券または証書のうち上記e.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記a.からd.までの証券及びg.の証券のうちa.からd.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記のa.の(ロ)から(二)までに掲げる特定資産及び上記のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。(約款第12条第2項)

(3)投資制限

<信託約款による投資制限>

株式等への投資制限(約款「運用の基本方針」、約款第12条第3項及び第16条)

a.株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。株式への投資は転換社債を転換及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使した場合に限ることを原則とします。

b.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

投資する株式の範囲(約款第15条)

a.委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款「運用の基本方針」、約款第19条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資割合には、特に制限を設けません。(約款「運用の基本方針」)

先物取引等の運用指図（約款第17条）

- a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
- b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第18条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - (ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第21条）

外貨建有価証券への投資は、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（約款第22条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

< 法令による投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。（投信法第9条）

デリバティブ取引に関する投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

< 参考 >

L M ・ グローバル株式マザーファンド

(1)投資方針

基本方針

LM・グローバル株式マザーファンドは、主として日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式に投資することにより、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

主として日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式を主要投資対象とします。

b. 投資態度

(イ)主として、日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式に投資を行い、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

(ロ)MSCIコクサイ・インデックス（配当込、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。

<MSCIコクサイ・インデックス（配当込、ヘッジなし・円ベース）>

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インク（以下「MSCI Inc.」といいます。）が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国（22カ国が対象）の株式で構成されています。

（注）「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.の財産であり、その著作権はMSCI Inc.に帰属します。「MSCI」はMSCI Inc.のサービス・マークです。

（インデックスの構成国）

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイルランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国の計22カ国（平成20年11月10日現在）

（注）構成国は変更となる場合があります。

(ハ)ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的に分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。

(ニ)ファンドのリスク状況を随時モニターし、ファンドの運用戦略に合致した適正な資産配分を保ち、良好な投資成果の実現を目指します。

(ホ)株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

(ヘ)外貨建資産への投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

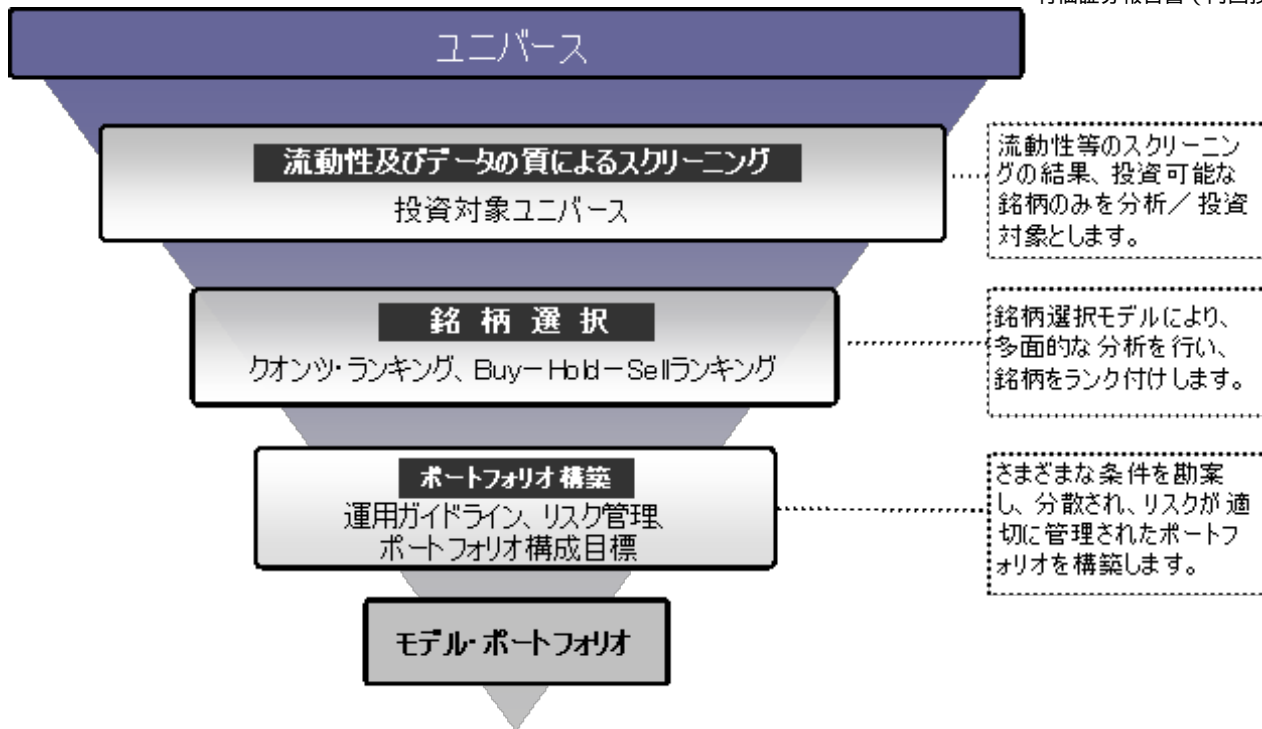
(ト)国内及び外国の市場における有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

(チ)資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(リ)委託会社は、バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インクの投資助言を受けて運用を行います。

<投資助言会社の運用プロセス>

ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的に分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。



（注）運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

< バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インクの概要 >（平成20年12月末現在）

本社：米国マサチューセッツ州ボストン、英国ロンドンにも拠点、1969年設立

レグ・メイソン・インクの100%子会社

経験豊富なグローバル株式運用スペシャリスト

1978年からグローバル(米国外)株式の運用開始

独自開発の定量モデルによるクオンツ運用のパイオニア

米国株式、グローバル株式、新興国株式、マーケット・ニュートラル等の多様な運用商品を提供

(2) 投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第12条）

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ) 有価証券

(ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1. から3. までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
6. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利

- 10.金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)に係る権利(1.から8.までに掲げるものに該当するものを除きます。)

(八)金銭債権

(二)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。(約款第13条第1項)

- a.株券または新株引受権証書
 - b.国債証券
 - c.地方債証券
 - d.特別の法律により法人の発行する債券
 - e.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - f.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - h.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - i.特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - j.コマーシャル・ペーパー
 - k.外国法人に対する権利で上記j.の権利の性質を有するもの
 - l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの
 - m.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - n.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - o.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - p.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)
 - q.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - t.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v.外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記a.の証券または証書、l.及びq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記のa.の(ロ)から(二)までに掲げる特定資産及び上記のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。(約款第13条第2項)

(3)投資制限

<信託約款による投資制限>

株式への投資制限(約款「運用の基本方針」、約款第16条第1項)

- a.株式への投資割合には、制限を設けません。
 - b.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 投資する株式等の範囲(約款第15条)

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

新株引受権証券及び新株予約権証券の投資制限(約款「運用の基本方針」、約款第13条第3項及び第16条第2項)

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券の投資制限(約款「運用の基本方針」、約款第13条第4項)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款「運用の基本方針」、約款第21条)

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」)

信用取引の指図範囲(約款第17条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、下記(イ)から(へ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(へ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- (イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- (ロ) 株式分割により取得する株券
- (ハ) 有償増資により取得する株券
- (ニ) 売出しにより取得する株券
- (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
- (ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(上記(ホ)に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図(約款第18条)

- a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

(イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第13条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の範囲内とします。

(ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、当該先物取引等の運用指図で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- (イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
- (ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- (ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当該先物取引等の運用指図で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- (イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに約款第13条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- (ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第13条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額(以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
- (ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当該先物取引等の運用指図で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図(約款第19条)

- a. 委託会社は、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図(約款第20条)

- a. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲(約款第22条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- (ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の空売りの指図範囲(約款第23条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入れ(約款第24条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第25条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第26条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。この外国為替取引の指図は、信託財産の実質純資産総額の範囲内で行うこととします。
- b. 上記a.の範囲を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替売買等の指図を行うものとします。

<法令による投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。(投信法第9条)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額

が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

3【投資リスク】

(1)当ファンドについてご確認いただきたい重要事項

投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドは、主に外貨建ての債券及び株式を実質的な投資対象としますので、組入債券及び組入株式の価格の下落や、組入債券及び組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

基準価額を変動させるいろいろなリスクがあります。

当ファンドの基準価額を変動させる要因としては、「為替変動リスク」、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

分配金が支払われないことがあります。

毎月の分配において、分配原資が少額の場合や基準価額が下落した場合には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

(2)当ファンドの主なリスク

組入れている外貨建て債券及び株式の値動き及び為替変動により、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ったり、投資元本を割り込む可能性があります。当ファンドの主なリスク及び留意点は下記のとおりです。

① 為替変動リスク

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、ファンドが保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



② 株価変動リスク

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。



③ 金利変動リスク

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



④ 信用リスク

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



⑥ 外国に投資するリスク(カントリーリスク)

外国の株式及び債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑧ 期限前償還リスク

組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

⑦ デリバティブ活用のリスク

ファンドの運用においては、デリバティブ(金融派生商品)を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

⑧ 資金流出に伴う留意点

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑨ 収益分配に関する留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて毎決算期に委託会社が決定します。当ファンドは、毎月の収益分配を目指しますが、これにより一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではありません。なお、委託会社の判断により、決算時に収益分配を行わない場合もあります。

⑩ その他の留意点

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

- * 投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。

(3) リスク管理体制**投資顧問会社におけるリスク管理体制**

ファンドのリスク管理は、運用部から独立した専任のリスク管理チームが行います。リスク管理チームは、複数のリスク管理システムを用いて、ポートフォリオ毎のリスク特性等の分析・レポートの作成を行います。

運用担当者は、リスク管理チームが作成したレポートによってポートフォリオのリスク特性を確認することができます。また、有価証券の売買執行時には、発注内容が適正かどうかのコンプライアンス・モニタリングが行われます。

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社は、投資顧問会社がリスク管理体制を遵守しているか、モニタリングを行います。また、問題が発生した場合には、遅滞なくコンプライアンス・オフィサーに連絡され、必要な措置が講じられます。

（注）リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

お申込手数料（1万口当たり、消費税等相当額を含みます。）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社毎に定められた手数料率を乗じて得た額です。手数料率は、2.625%（税抜2.50%）を上限として販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。販売会社は、以下の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

（注）自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

（注）お申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(2)【換金（解約）手数料】

ご換金時には手数料はかかりません。また、信託財産留保額は徴収いたしません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.26%（税抜1.20%）を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分は、以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
0.5985%（税抜0.57%）	0.5880%（税抜0.56%）	0.0735%（税抜0.07%）

投資顧問会社及び投資助言会社を受ける報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払いますので、信託財産中からの直接的な支弁は行われません。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は以下の通りです。

- 当ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料*
- 先物取引・オプション取引等に要する費用
- 外貨建資産の保管等に要する費用
- 借入金の利息
- 信託財産に関する租税
- 受託会社の立替えた立替金の利息
- 信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

* 当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

上記のa.からf.までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。）は、発生のつど、毎計算期末または信託終了のときに、実際に発生した金額が信託財産中から支弁されます。

上記のg.の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が、毎計算期末

または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、次の諸経費がかかることがあります。

- a. 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- b. 先物取引・オプション取引等に要する費用
- c. 外貨建資産の保管等に要する費用
- d. 信託財産に関する租税
- e. 受託会社の立替えた立替金の利息
- f. 信託事務等に要する諸費用

上記のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記のd.からf.までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。

上記のa.からf.までに掲げる各費用については、運用状況等により変動するものであり、予めこれを見積もることが困難であるため、費用毎の金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を表示することはできません。

(注) 当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。課税上の取扱いの内容は、平成21年1月22日現在のものであり、今後、税制改正等により変更となる場合がありますので、ご留意ください。また、課税の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署にご確認ください。

個人の受益者に対する課税

- a. 収益分配時、一部解約時及び償還時

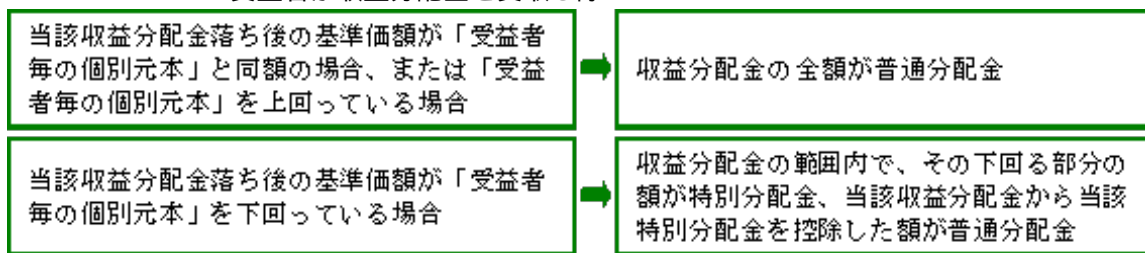
収益分配時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金^{*1}について、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 平成21年1月1日から平成22年12月31日まで 10%（所得税 7%、地方税 3%） 平成23年1月1日以降 20%（所得税15%、地方税 5%） 平成21年及び平成22年においては、その年における当ファンドの普通分配金を含む上場株式等の配当等の金額（同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものを除きます。）が100万円を超える受益者は、確定申告が必要となります。 ・ 受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。 ・ 申告分離課税を選択した場合の税率は、上場株式等の配当等の金額（年間合計額）に応じ、以下の通りとなります。 （平成21年1月1日から平成22年12月31日まで） 100万円以下の部分 10%（所得税 7%、地方税 3%） 100万円を超える部分 20%（所得税15%、地方税 5%） （平成23年1月1日以降） 20%（所得税15%、地方税 5%）
一部解約時及び償還時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部解約時及び償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（お申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した額）が譲渡所得として課税対象となり、同じ年に他の上場株式等の譲渡損益がある場合は合算した金額について、申告分離課税が適用されます。 ・ 税率は、その年分の上場株式等に係る譲渡所得の金額に応じ、以下の通りとなります。 （平成21年1月1日から平成22年12月31日まで） 500万円以下の部分 10%（所得税 7%、地方税 3%） 500万円を超える部分 20%（所得税15%、地方税 5%） （平成23年1月1日以降） 20%（所得税15%、地方税 5%） ・ 特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合でも、平成21年及び平成22年においては、その年における上場株式等に係る譲渡所得の金額が500万円を超える場合には、確定申告を行うことが必要となります。特定口座の詳細については、販売会社にお問合せください。

* 1 普通分配金と特別分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本^{* 2}から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 受益者が収益分配金を受取る際 >



* 2 個別元本について

個別元本は、受益者毎の買付時の基準価額（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

b. 繰越控除等

その年分の上場株式等の譲渡所得等の計算上生じた損失の金額があるときは、確定申告を行うことにより、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から控除することができます。

また、その年に控除しきれない損失については、確定申告を行うことにより、翌年以降3年間にわたり、株式等に係る譲渡益及び上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。

c. 配当控除制度の適用の有無について

配当控除の適用はありません。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（平成21年4月1日以降は15%）の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じた法人税の額から控除できる場合があります。益金不算入制度は適用されません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

LM・グローバル・プラス（毎月分配型）

平成20年12月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	197,108,738,719	99.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		95,318,163	0.05
合計（純資産総額）		197,204,056,882	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考情報>

LM・グローバル債券マザーファンド

平成20年12月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	40,667,303,902	22.80
	カナダ	3,034,035,744	1.70
	ドイツ	29,316,359,592	16.44
	フランス	43,745,016,334	24.53
	イギリス	11,101,634,701	6.22
	オランダ	2,302,477,855	1.29
	スウェーデン	839,120,758	0.47
	ノルウェー	596,656,070	0.33
	ハンガリー	468,812,681	0.26
	ポーランド	2,438,958,239	1.37
	小計	134,510,375,876	75.41
特殊債券	アメリカ	10,607,433,102	5.95
社債券	アメリカ	4,437,752,581	2.49
	ドイツ	1,869,081,360	1.05
	イタリア	2,403,823,387	1.35
	フランス	1,393,088,932	0.78
	イギリス	8,315,316,510	4.65
	オランダ	2,943,799,540	1.65
	スペイン	475,561,881	0.27
	ベルギー	893,083,073	0.50
	スウェーデン	152,569,599	0.09
	ルクセンブルグ	316,434,190	0.18
	ケイマン諸島	1,391,241,184	0.78
チャンネル諸島	468,013,700	0.26	
小計	25,059,765,937	14.05	
売付債券	アメリカ	4,512,939,619	2.53
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		12,702,383,048	7.12
合計（純資産総額）		178,367,018,344	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	資産の名称	取引所	買建 / 売建	時価合計（円）	投資比率（%）
債券先物	US 5YR 0903	CBOT	売建	2,933,091,853	1.64
	US 10YR 0903	CBOT	買建	21,513,802,625	12.06
	US 30YR 0903	CBOT	売建	5,104,459,071	2.86
	EB 5YR 0903	EUX	売建	4,907,461,778	2.75
	EB 10YR 0903	EUX	売建	18,558,032,402	10.40
	AU 10YR 0903	SFE	買建	1,123,583,945	0.63
	UK 10YR 0903	LIFFE	買建	6,325,151,986	3.55
	債券オプション	OEH9 C 0903	EUX	買建	433,295,592
OEH9 P 0903		EUX	売建	25,205,560	0.01
金利オプション	LH90 C 0903	LIFFE	買建	568,566,311	0.32

LM・グローバル株式マザーファンド

平成20年12月末現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	29,402,349,044	52.81
	カナダ	1,805,156,099	3.24
	ドイツ	696,211,882	1.25
	イタリア	1,196,567,081	2.15
	フランス	2,906,765,636	5.22
	オーストラリア	1,324,259,732	2.38
	イギリス	7,255,573,257	13.03
	スイス	3,867,227,656	6.95
	パミュエダ	183,236,107	0.33
	香港	432,946,140	0.78
	オランダ	2,039,824,470	3.66
	スペイン	1,746,677,236	3.14
	ベルギー	60,511,314	0.11
	スウェーデン	181,308,908	0.33
	ノルウェー	134,715,502	0.24
	ルクセンブルグ	196,231,829	0.35
	フィンランド	187,001,936	0.34
	ギリシャ	435,452,420	0.78
	ジャージー	361,639,075	0.65
		小計	54,413,655,324
投資証券	アメリカ	374,562,324	0.67
	小計	374,562,324	0.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		884,615,277	1.59
合計(純資産総額)		55,672,832,925	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

LM・グローバル・プラス(毎月分配型)

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

平成20年12月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	LM・グローバル債券 マザーファンド	92,784,714,252	1.4572	135,205,885,609	1.5244	141,441,018,405	71.72
2	日本	親投資信託 受益証券	LM・グローバル株式 マザーファンド	68,413,076,459	0.7965	54,491,015,400	0.8137	55,667,720,314	28.23

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成20年12月末現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考情報>

LM・グローバル債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

平成20年12月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	161,409,000.00	13,500.11 21,790,394,318	13,788.31 22,255,574,265	4.750000	2012/10/25	12.48
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	158,690,000.00	10,127.08 16,070,675,153	10,937.82 17,357,232,012	4.500000	2015/11/15	9.73
3	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	105,720,000.00	11,867.62 12,546,457,807	13,841.10 14,632,819,907	4.000000	2037/1/4	8.20
4	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	88,840,000.00	14,463.96 12,849,782,240	15,732.13 13,976,425,866	5.500000	2029/4/25	7.84
5	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	79,000,000.00	12,676.99 10,014,827,788	13,661.21 10,792,360,588	3.750000	2015/1/4	6.05
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	106,000,000.00	9,539.65 10,112,039,103	9,548.19 10,121,085,209	4.000000	2010/4/15	5.67
7	イギリス	国債証券	UK TREASURY	64,840,000.00	13,223.86 8,574,355,557	14,552.54 9,435,867,371	4.750000	2015/9/7	5.29
8	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	54,280,000.00	11,282.15 6,123,954,466	13,841.22 7,513,016,203	4.000000	2055/4/25	4.21
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	54,900,000.00	9,662.83 5,304,896,140	10,435.73 5,729,219,115	4.000000	2015/2/15	3.21
10	アメリカ	特殊債券	FNMA 30YR JAN FWD	55,900,000.00	9,129.96 5,103,648,866	9,304.97 5,201,482,346	5.000000	2039/1/1	2.92
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	55,000,000.00	9,091.77 5,000,477,618	9,091.77 5,000,477,618	-	2009/6/4	2.80
12	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	26,500,000.00	13,337.13 3,534,342,004	14,683.69 3,891,179,097	4.750000	2028/7/4	2.18
13	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT	12,710,000.00	17,253.89 2,192,970,087	18,115.48 2,302,477,855	7.500000	2023/1/15	1.29
14	イギリス	社債券	ALLIANC LEIC BLD	17,650,000.00	12,346.43 2,179,146,330	12,691.75 2,240,094,049	5.000000	2010/10/4	1.26
15	アメリカ	特殊債券	FNMA #254693	23,862,077.88	9,203.13 2,196,058,763	9,356.30 2,232,609,131	5.500000	2033/4/1	1.25
16	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT	21,700,000.00	8,205.04 1,780,494,672	8,621.77 1,870,924,814	5.250000	2013/6/1	1.05
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	11,750,000.00	11,520.98 1,353,715,664	13,892.03 1,632,313,690	6.250000	2030/5/15	0.92
18	イギリス	社債券	BARCLAYS BANK PLC	11,750,000.00	12,791.77 1,503,033,835	13,210.92 1,552,284,026	4.250000	2011/10/27	0.87
19	イギリス	国債証券	UK TREASURY	10,000,000.00	14,666.08 1,466,608,750	15,174.43 1,517,443,881	5.000000	2018/3/7	0.85
20	イギリス	社債券	STANDARD CHARTERED BANK	13,200,000.00	12,379.17 1,634,051,746	10,845.75 1,431,639,269	5.875000	2017/9/26	0.80
21	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	43,720,000.00	3,071.25 1,342,751,597	3,221.14 1,408,286,451	5.750000	2022/9/23	0.79
22	カナダ	国債証券	CANADA GOVT INFL INDEX	9,200,000.00	10,532.23 1,187,615,248	10,079.73 1,163,110,930	4.000000	2031/12/1	0.65
23	アメリカ	特殊債券	GNMA #671458	12,290,898.92	9,378.82 1,152,741,396	9,408.63 1,156,406,012	6.000000	2037/8/15	0.65
24	ベルギー	社債券	FORTIS BANK SA/NV	7,306,000.00	12,751.94 931,657,449	12,223.96 893,083,073	5.757000	2017/10/4	0.50
25	スウェーデン	国債証券	SWEDEN GOVT	72,000,000.00	1,172.16 843,956,931	1,165.44 839,120,758	5.000000	2009/1/28	0.47
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	8,100,000.00	9,834.08 796,560,859	10,209.58 826,976,258	4.250000	2012/9/30	0.46
27	ドイツ	社債券	MUNICH RE FRN	9,900,000.00	11,494.90 1,137,995,209	8,340.43 825,702,847	5.767000	2049/6/29	0.46
28	アメリカ	特殊債券	FHLMC #G04222	8,843,015.63	9,159.43 809,970,586	9,330.19 825,070,356	5.500000	2038/4/1	0.46
29	イタリア	社債券	BANCA POP VERONA BANVER	14,000,000.00	10,918.95 1,528,654,112	5,758.20 806,148,000	6.156000	2049/6/29	0.45
30	イギリス	社債券	BAT INTL FINANCE PLC	7,050,000.00	12,426.43 876,063,478	11,209.42 790,264,389	5.375000	2017/6/29	0.44

(注1) 変動利付債券は平成20年12月末現在の利率です。

(注2) 平成20年12月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成20年12月末現在

種類	投資比率(%)
国債証券	75.41
特殊債券	5.95
社債券	14.05
売付債券	2.53
合計	92.88

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

平成20年12月末現在

種類	国名	取引所	銘柄名	売買 区分	数量	通貨	帳簿価額 単価	帳簿価額	評価額 単価	評価額金額	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
債券先物	アメリカ	CBOT	US 5YR 0903	売建	269	ドル	115.60	31,095,337.45	119.78	32,221,156.25	2,933,091,853	1.64
	アメリカ	CBOT	US 10YR 0903	買建	1,850	ドル	118.39	219,020,650.17	127.75	236,337,500.00	21,513,802,625	12.06
	アメリカ	CBOT	US 30YR 0903	売建	398	ドル	126.55	50,366,573.64	140.89	56,074,470.74	5,104,459,071	2.86
	ドイツ	EUX	EB 5YR 0903	売建	329	ユーロ	114.86	37,790,412.25	116.57	38,351,530.00	4,907,461,778	2.75
	ドイツ	EUX	EB 10YR 0903	売建	1,157	ユーロ	122.73	142,000,324.25	125.35	145,029,950.00	18,558,032,402	10.40
	オース トラリ ア	SFE	AU 10YR 0903	買建	154	オース トラリ アドル	113.88	17,537,225.86	116.53	17,945,758.60	1,123,583,945	0.63
	イギリ ス	LIFFE	UK 10YR 0903	買建	391	ポンド	116.38	45,506,046.25	122.71	47,979,610.00	6,325,151,986	3.55
債券 オプショ ン	ドイツ	EUX	OEH9 C 0903	買建	1,876	ユーロ	1.06	1,988,091.00	1.81	3,386,180.00	433,295,592	0.24
	ドイツ	EUX	OEH9 P 0903	売建	1,876	ユーロ	0.55	1,022,889.00	0.11	196,980.00	25,205,560	0.01
金利 オプショ ン	イギリ ス	LIFFE	LH90 C 0903	買建	930	ポンド	1.23	1,424,062.50	3.71	4,312,875.00	568,566,311	0.32

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 評価額は、平成20年12月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

LM・グローバル株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

平成20年12月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	254,800	7,626.47 1,943,226,572	7,102.16 1,809,630,520	3.25
2	スイス	株式	NESTLE SA-REG	生活必需品	314,332	3,848.05 1,209,568,177	3,554.73 1,117,367,276	2.01
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORPORATION	情報技術	628,800	2,431.24 1,528,767,301	1,725.92 1,085,264,029	1.95
4	スイス	株式	NOVARTIS AG	ヘルスケア	227,315	4,591.44 1,043,704,005	4,503.81 1,023,784,934	1.84
5	アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	情報技術	129,900	10,039.32 1,304,107,988	7,396.18 960,764,756	1.73
6	アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC	生活必需品	191,000	4,870.52 930,269,899	5,016.66 958,182,690	1.72
7	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	ヘルスケア	241,445	2,558.31 617,691,570	3,630.59 876,589,782	1.57
8	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	377,065	2,761.88 1,041,409,125	2,322.47 875,723,658	1.57
9	アメリカ	株式	HEWLETT-PACKARD COMPANY	情報技術	265,500	4,175.44 1,108,579,548	3,238.84 859,913,984	1.54
10	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	ヘルスケア	161,900	5,873.73 950,957,210	5,293.39 857,000,569	1.54
11	スペイン	株式	TELEFONICA SA	電気通信サービス	421,280	2,303.27 970,325,798	2,002.57 843,644,374	1.52
12	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	金融	986,152	1,080.26 1,065,304,217	837.12 825,528,055	1.48
13	イギリス	株式	BHP BILLITON PLC	素材	502,404	2,049.36 1,029,611,639	1,638.64 823,262,757	1.48
14	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	1,213,770	721.81 876,121,799	677.86 822,778,099	1.48
15	アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	124,300	7,629.88 948,394,845	6,513.19 809,590,324	1.45
16	フランス	株式	FRANCE TELECOM	電気通信サービス	306,270	2,729.69 836,022,260	2,518.89 771,461,236	1.39
17	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	265,200	3,081.90 817,320,902	2,536.09 672,572,606	1.21
18	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	生活必需品	122,500	6,082.95 745,162,247	5,480.00 671,300,735	1.21
19	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	ヘルスケア	412,372	1,507.68 621,725,569	1,621.50 668,664,909	1.20
20	イタリア	株式	ENEL SPA	公益事業	1,174,465	829.94 974,741,767	564.30 662,754,827	1.19
21	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	219,200	2,983.20 653,919,267	3,016.73 661,268,136	1.19
22	アメリカ	株式	MCDONALD'S CORPORATION	一般消費財・サービス	119,500	5,568.53 665,440,526	5,496.39 656,818,772	1.18
23	アメリカ	株式	PFIZER INC	ヘルスケア	409,600	1,755.01 718,856,190	1,573.90 644,673,003	1.16
24	スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	金融	761,446	1,334.79 1,016,376,323	844.53 643,068,559	1.16
25	アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	エネルギー	140,000	7,041.88 985,863,784	4,460.47 624,465,800	1.12
26	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	生活必需品	157,500	4,498.96 708,587,741	3,928.85 618,794,631	1.11
27	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	生活必需品	259,525	2,520.21 654,057,685	2,343.93 608,310,353	1.09
28	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	情報技術	404,600	1,684.42 681,516,571	1,457.39 589,660,115	1.06
29	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	ヘルスケア	128,000	4,141.14 530,066,924	4,541.48 581,310,297	1.04
30	スイス	株式	ZURICH FINANCIAL SERVICES	金融	30,174	24,630.76 743,208,699	19,249.06 580,821,377	1.04

(注1) 平成20年12月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成20年12月末現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	エネルギー	12.05
	素材	5.30
	資本財・サービス	8.16
	一般消費財・サービス	6.69
	生活必需品	12.74
	ヘルスケア	12.97
	金融	16.18
	情報技術	10.76
	電気通信サービス	6.75
	公益事業	6.14
	小計	97.74
投資証券	-	0.67
	小計	0.67
合計		98.41

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第1特定期間 (平成16年5月10日)	34,968,606,592	35,407,049,793	10,173	10,483
第2特定期間 (平成16年11月8日)	33,996,122,096	34,849,538,445	10,233	10,483
第3特定期間 (平成17年5月9日)	53,286,801,086	54,408,412,022	10,170	10,445
第4特定期間 (平成17年11月8日)	127,896,320,581	131,117,160,987	10,655	11,030
第5特定期間 (平成18年5月8日)	178,600,908,550	186,681,401,729	10,323	10,863
第6特定期間 (平成18年11月8日)	240,358,417,781	249,984,437,679	10,748	11,208
第7特定期間 (平成19年5月8日)	318,632,267,391	333,862,056,456	11,111	11,681
第8特定期間 (平成19年11月8日)	346,345,628,048	356,123,265,395	10,679	10,989
第9特定期間 (平成20年5月8日)	300,486,293,661	308,437,394,899	9,568	9,818
第10特定期間 (平成20年11月10日)	207,375,762,912	211,044,207,501	7,082	7,202
平成19年12月末	342,741,228,683	-	10,533	-
平成20年1月末	311,503,960,099	-	9,677	-
2月末	309,324,483,881	-	9,686	-
3月末	292,012,295,125	-	9,248	-
4月末	301,279,351,920	-	9,597	-
5月末	303,658,917,446	-	9,653	-
6月末	299,768,339,367	-	9,544	-
7月末	298,128,234,511	-	9,606	-
8月末	288,170,888,155	-	9,406	-
9月末	248,690,038,700	-	8,298	-
10月末	205,843,335,883	-	7,022	-
11月末	199,074,373,293	-	6,828	-
12月末	197,204,056,882	-	6,819	-

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

（注2）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

期間	1万口当たりの分配金
----	------------

第1特定期間	第1期	自平成15年12月8日 至 平成16年1月8日	130円
	第2期	自平成16年1月9日 至 平成16年2月9日	60円
	第3期	自平成16年2月10日 至 平成16年3月8日	80円
	第4期	自平成16年3月9日 至 平成16年4月8日	20円
	第5期	自平成16年4月9日 至 平成16年5月10日	20円
第2特定期間	第6期	自平成16年5月11日 至 平成16年6月8日	20円
	第7期	自平成16年6月9日 至 平成16年7月8日	20円
	第8期	自平成16年7月9日 至 平成16年8月9日	20円
	第9期	自平成16年8月10日 至 平成16年9月8日	20円
	第10期	自平成16年9月9日 至 平成16年10月8日	100円
第3特定期間	第11期	自平成16年10月9日 至 平成16年11月8日	70円
	第12期	自平成16年11月9日 至 平成16年12月8日	40円
	第13期	自平成16年12月9日 至 平成17年1月11日	60円
	第14期	自平成17年1月12日 至 平成17年2月8日	55円
	第15期	自平成17年2月9日 至 平成17年3月8日	80円
第4特定期間	第16期	自平成17年3月9日 至 平成17年4月8日	20円
	第17期	自平成17年4月9日 至 平成17年5月9日	20円
	第18期	自平成17年5月10日 至 平成17年6月8日	70円
	第19期	自平成17年6月9日 至 平成17年7月8日	30円
	第20期	自平成17年7月9日 至 平成17年8月8日	125円
第5特定期間	第21期	自平成17年8月9日 至 平成17年9月8日	60円
	第22期	自平成17年9月9日 至 平成17年10月11日	20円
	第23期	自平成17年10月12日 至 平成17年11月8日	70円
	第24期	自平成17年11月9日 至 平成17年12月8日	140円
	第25期	自平成17年12月9日 至 平成18年1月10日	110円
第6特定期間	第26期	自平成18年1月11日 至 平成18年2月8日	20円
	第27期	自平成18年2月9日 至 平成18年3月8日	80円
	第28期	自平成18年3月9日 至 平成18年4月10日	100円
	第29期	自平成18年4月11日 至 平成18年5月8日	90円
	第7特定期間	第30期	自平成18年5月9日 至 平成18年6月8日
第31期		自平成18年6月9日 至 平成18年7月10日	100円
第32期		自平成18年7月11日 至 平成18年8月8日	50円
第33期		自平成18年8月9日 至 平成18年9月8日	40円
第34期		自平成18年9月9日 至 平成18年10月10日	130円
第8特定期間	第35期	自平成18年10月11日 至 平成18年11月8日	120円
	第36期	自平成18年11月9日 至 平成18年12月8日	70円
	第37期	自平成18年12月9日 至 平成19年1月9日	50円
	第38期	自平成19年1月10日 至 平成19年2月8日	160円
	第39期	自平成19年2月9日 至 平成19年3月8日	20円
第9特定期間	第40期	自平成19年3月9日 至 平成19年4月9日	130円
	第41期	自平成19年4月10日 至 平成19年5月8日	140円
	第42期	自平成19年5月9日 至 平成19年6月8日	20円
	第43期	自平成19年6月9日 至 平成19年7月9日	120円
	第44期	自平成19年7月10日 至 平成19年8月8日	20円
第10特定期間	第45期	自平成19年8月9日 至 平成19年9月10日	20円
	第46期	自平成19年9月11日 至 平成19年10月9日	110円
	第47期	自平成19年10月10日 至 平成19年11月8日	20円
	第48期	自平成19年11月9日 至 平成19年12月10日	40円
	第49期	自平成19年12月11日 至 平成20年1月8日	20円
第11特定期間	第50期	自平成20年1月9日 至 平成20年2月8日	20円
	第51期	自平成20年2月9日 至 平成20年3月10日	20円
	第52期	自平成20年3月11日 至 平成20年4月8日	70円
	第53期	自平成20年4月9日 至 平成20年5月8日	80円
	第12特定期間	第54期	自平成20年5月9日 至 平成20年6月9日
第55期		自平成20年6月10日 至 平成20年7月8日	20円
第56期		自平成20年7月9日 至 平成20年8月8日	20円
第57期		自平成20年8月9日 至 平成20年9月8日	20円
第58期		自平成20年9月9日 至 平成20年10月8日	20円
第13特定期間	第59期	自平成20年10月9日 至 平成20年11月10日	20円
	第60期	自平成20年11月11日 至 平成20年12月8日	20円

【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1特定期間 (自平成15年12月8日至平成16年5月10日)	4.83
第2特定期間 (自平成16年5月11日至平成16年11月8日)	3.05
第3特定期間 (自平成16年11月9日至平成17年5月9日)	2.07
第4特定期間 (自平成17年5月10日至平成17年11月8日)	8.46
第5特定期間 (自平成17年11月9日至平成18年5月8日)	1.95
第6特定期間 (自平成18年5月9日至平成18年11月8日)	8.57
第7特定期間 (自平成18年11月9日至平成19年5月8日)	8.68
第8特定期間 (自平成19年5月9日至平成19年11月8日)	1.10
第9特定期間 (自平成19年11月9日至平成20年5月8日)	8.06
第10特定期間 (自平成20年5月9日至平成20年11月10日)	24.73

(注) 収益率は、特定期間末の基準価額(分配付きの額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成15年12月8日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

平成18年1月1日 当ファンドの名称を「シティ・グローバル・プラス（毎月分配型）」から「LM・グローバル・プラス（毎月分配型）」に変更

マザーファンドの名称を「グローバル債券マザーファンド（SDO）」から「LM・グローバル債券マザーファンド（SDO）」に、「シティグループ・グローバル株式マザーファンド」から「LM・グローバル株式マザーファンド」に変更

平成18年6月30日 投資顧問会社を「レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に変更

マザーファンドの名称を「LM・グローバル債券マザーファンド（SDO）」から「LM・グローバル債券マザーファンド」に変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1)当ファンドの取得のお申込みは、販売会社の本・支店、営業所等で受け付けます。販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

<販売会社の照会先>

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(2)取得のお申込みの受付は、継続申込期間中の受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

*1 ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得のお申込みは受け付けできません。ただし、収益分配金を再投資する場合は除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*2 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに取得のお申込みが行われ、かつ当該申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからのお申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、当ファンドの取得のお申込みの受付を中止すること及びすでに受け付けた取得のお申込みの受付を取消することができます。

なお、受益権の取得のお申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の受益権の取得のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得のお申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得申込価額は、当該受付中止を解除した最初の基準価額の計算日に受益権の取得のお申込みを受け付けたものとして、下記(5)の規定に準じて計算された価額とします。

(注)取得申込者は販売会社に、取得のお申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(3)当ファンドには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。

取得のお申込みを行うご投資家は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。また、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得のお申込みを取扱う場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

一般コース（収益分配時に分配金を受取るコースです。）

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込口数をご指定ください。お支払いいただく金額は、指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

（注）販売会社によっては、金額を指定する方法により申込受付を行う場合があります。

自動けいぞく投資コース（収益分配時に分配金を自動的に無手数料で再投資するコースです。）

販売会社が定めた金額以上の指定金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）

自動けいぞく投資コースを選択するご投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款^{*}に基づく契約を締結していただきます。

販売会社によっては、販売会社と定期引出契約^{*}を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

* 販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

(4)お申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。

(5)お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係るお申込価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。

(6)申込手数料がかかります。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る当ファンドのお申込みには、当該申込手数料はかかりません。申込手数料につきましては、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。

2【換金（解約）手続等】

(1)当ファンドのご換金のお申込みは、販売会社で受け付けます。

(2)一部解約請求の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

*1 ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる日です。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*2 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

(注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。

(注)一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし

ます。

- (3)一部解約の単位は、1口単位です。
- (4)一部解約の価額は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。
- (5)一部解約に手数料はかかりません。
- (6)一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

資産の評価方法

受益権1口当たりの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

- a. マザーファンド受益証券 マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。
- b. 国債証券・特殊債券・社債券・売付債券 法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。
- c. 株式・投資証券 原則として時価で評価します。時価評価にあたっては、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。
- d. 外貨建資産 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
- e. 先物取引 法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。
- f. 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

（注）上記の評価が適当でないとは判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

追加信託金の計算について

- a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
- b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等のご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：プラス毎）されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

運用報告書等

委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年4月及び10月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎（毎年5月及び11月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成15年12月8日から、原則として、無期限です。ただし、下記(5)の のa.及びb.、 のa.、 のa.並びに のb. に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎月9日から翌月の8日までとします。ただし、第1計算期間は、平成15年12月8日から平成16年1月8日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、当ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.及びb.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 上記c.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、上記a.及びb.の信託契約の解約を行いません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. 上記d.からf.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 のd.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託者の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社とその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することが

できます。受託会社が受託者を辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は、後記の規定にしたがい、新受託者を選任します。

b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

c. 上記b.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更は行いません。

e. 委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

反対者の買取請求権

上記に規定する信託契約の解約または上記に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記のd.または上記のc.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改に関する手続

a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。

b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

c. 投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、「LM・グローバル債券マザーファンド」の信託終了日までです。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部変更または当契約を解約することができます。

d. 投資助言会社との投資顧問契約の有効期間は、契約締結の日から、「LM・グローバル株式マザーファンド」の信託終了日までです。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部変更または当契約を解約することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

2【受益者の権利等】

収益分配金の請求権

a. 受益者は、当ファンドに係る収益の分配を持分に依りて請求する権利を有します。

b. 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで)から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

- c. 上記b. にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込に無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われず。
- d. 収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- e. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の請求権

- a. 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。
- c. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- d. 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、1口単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。
- b. 一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払われます。
- c. 一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

異議申立を行った受益者の買取請求権

上記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取を請求することができます。

帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前特定期間（平成19年11月9日から平成20年5月8日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当特定期間（平成20年5月9日から平成20年11月10日まで）については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成19年11月9日から平成20年5月8日まで）及び当特定期間（平成20年5月9日から平成20年11月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

LM・グローバル・プラス（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成20年5月8日現在)	当期 (平成20年11月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,288,243,119	717,790,867
親投資信託受益証券	300,139,812,124	206,973,108,184
未収入金	-	600,000,000
未収利息	42,149	6,061
流動資産合計	303,428,097,392	208,290,905,112
資産合計		
	303,428,097,392	208,290,905,112
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,510,927,141	585,672,661
未払解約金	118,245,173	88,522,200
未払受託者報酬	18,165,341	13,954,405
未払委託者報酬	293,240,510	225,263,957
その他未払費用	1,225,566	1,728,977
流動負債合計	2,941,803,731	915,142,200
負債合計		
	2,941,803,731	915,142,200
純資産の部		
元本等		
元本	314,045,400,898	292,837,028,443
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,559,107,237	85,461,265,531
（分配準備積立金）	10,217,228,390	9,806,485,312
純資産合計	300,486,293,661	207,375,762,912
負債純資産合計	303,428,097,392	208,290,905,112

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 (自平成19年11月9日 至平成20年5月8日)	当期 (自平成20年5月9日 至平成20年11月10日)
営業収益		
受取利息	1,516,974	814,584
有価証券売買等損益	26,303,524,995	69,326,703,940
営業収益合計	26,302,008,021	69,325,889,356
営業費用		
受託者報酬	115,642,482	103,204,172
委託者報酬	1,866,800,137	1,666,010,196
その他費用	6,641,878	10,475,486
営業費用合計	1,989,084,497	1,779,689,854
営業損失()	28,291,092,518	71,105,579,210
経常損失()	28,291,092,518	71,105,579,210
当期純損失()	28,291,092,518	71,105,579,210
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	382,419,798	663,050,205
期首剰余金又は期首欠損金()	22,030,573,077	13,559,107,237
剰余金増加額又は欠損金減少額	803,535,285	2,544,243,368
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	534,954,710	2,544,243,368
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	268,580,575	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	548,204,693	337,232,563
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	345,604,112	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	202,600,581	337,232,563
分配金	7,936,338,186	3,666,640,094
期末剰余金又は期末欠損金()	13,559,107,237	85,461,265,531

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成19年11月9日 至 平成20年 5月8日)	当期 (自 平成20年 5月 9日 至 平成20年11月10日)
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項		特定期間末日の取扱い 平成20年11月8日及びその翌日が休日のた め、当特定期間末日は平成20年11月10日と しております。このため、当特定期間は186 日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成20年5月8日現在)	当期 (平成20年11月10日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	314,045,400,898口	292,837,028,443口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は13,559,107,237円であ ります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、そ の差額は85,461,265,531円 であります。
3. 特定期間の末日における1単位当たりの 純資産の額		
一口当たり純資産額	0.9568円	0.7082円
(一万口当たり純資産額)	(9,568円)	(7,082円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 (自 平成19年11月9日 至 平成20年 5月8日)	当期 (自 平成20年 5月 9日 至 平成20年11月10日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の40相当額を支払っております。	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の40相当額を支払っておりますが、平成20年10月1日より100分の50相当額を支払っております。
2. 分配金の計算過程		
	(平成19年11月 9日から 平成19年12月10日まで の計算期間)	(平成20年5月9日から 平成20年6月9日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	709,242,056円	1,117,296,048円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	33,148,756,784円	32,573,746,938円
分配準備積立金額	14,705,321,568円	10,169,654,273円
当ファンドの分配対象収益額	48,563,320,408円	43,860,697,259円
当ファンドの期末残存口数	324,793,082,972口	314,806,008,718口
1万口当たり収益分配対象額	1,495.21円	1,393.25円
1万口当たり分配金額	40.00円	20.00円
収益分配金金額	1,299,172,331円	629,612,017円
外国税控除額	12,255,421円	818,712円
	(平成19年12月11日から 平成20年 1月 8日まで の計算期間)	(平成20年6月10日から 平成20年7月 8日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	567,532,325円	611,958,206円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	33,403,370,840円	32,527,856,608円
分配準備積立金額	14,039,872,710円	10,569,981,233円
当ファンドの分配対象収益額	48,010,775,875円	43,709,796,047円
当ファンドの期末残存口数	325,907,980,721口	313,808,228,244口
1万口当たり収益分配対象額	1,473.13円	1,392.87円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	651,815,961円	627,616,456円
外国税控除額	668,599円	145,730円
	(平成20年1月9日から 平成20年2月8日まで の計算期間)	(平成20年7月9日から 平成20年8月8日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	574,462,955円	822,939,367円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	33,022,888,258円	32,136,536,420円
分配準備積立金額	13,675,625,126円	10,384,377,766円
当ファンドの分配対象収益額	47,272,976,339円	43,343,853,553円
当ファンドの期末残存口数	321,337,033,939口	309,706,116,193口
1万口当たり収益分配対象額	1,471.13円	1,399.50円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	642,674,067円	619,412,232円
外国税控除額	19,019円	838,658円
	(平成20年2月 9日から 平成20年3月10日まで の計算期間)	(平成20年8月9日から 平成20年9月8日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	650,096,343円	633,651,469円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	32,818,224,013円	31,687,409,001円

分配準備積立金額	13,453,097,527円	10,421,355,965円
当ファンドの分配対象収益額	46,921,417,883円	42,742,416,435円
当ファンドの期末残存口数	318,851,986,260口	305,231,534,148口
1万口当たり収益分配対象額	1,471.56円	1,400.30円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	637,703,972円	610,463,068円
	(平成20年3月11日から 平成20年4月8日までの 計算期間)	(平成20年9月9日から 平成20年10月8日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	833,104,157円	502,083,841円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	32,497,462,960円	30,929,646,201円
分配準備積立金額	13,277,698,633円	10,181,625,213円
当ファンドの分配対象収益額	46,608,265,750円	41,613,355,255円
当ファンドの期末残存口数	315,338,814,417口	297,833,380,195口
1万口当たり収益分配対象額	1,478.03円	1,397.19円
1万口当たり分配金額	70.00円	20.00円
収益分配金金額	2,207,371,700円	595,666,760円
外国税控除額	383,947円	- 円
	(平成20年4月9日から 平成20年5月8日までの 計算期間)	(平成20年10月9日から 平成20年11月10日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	924,275,706円	482,740,891円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	32,417,759,617円	30,420,546,092円
分配準備積立金額	11,803,879,825円	9,909,417,082円
当ファンドの分配対象収益額	45,145,915,148円	40,812,704,065円
当ファンドの期末残存口数	314,045,400,898口	292,837,028,443口
1万口当たり収益分配対象額	1,437.55円	1,393.69円
1万口当たり分配金額	80.00円	20.00円
収益分配金金額	2,512,363,207円	585,674,056円
外国税控除額	1,436,066円	1,395円

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 (自平成19年11月9日 至平成20年5月8日)	当期 (自平成20年5月9日 至平成20年11月10日)
期首元本額	324,315,054,971円	314,045,400,898円
期中追加設定元本額	12,414,782,001円	5,797,634,687円
期中解約元本額	22,684,436,074円	27,006,007,142円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 (平成20年5月8日現在)		当期 (平成20年11月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	300,139,812,124	4,373,961,704	206,973,108,184	18,392,875,708
合計	300,139,812,124	4,373,961,704	206,973,108,184	18,392,875,708

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
日本円	親投資信託受益証券	LM・グローバル債券マザーファンド	96,881,512,794	145,826,053,057	
		LM・グローバル株式マザーファンド	64,946,420,741	61,147,055,127	
合計			161,827,933,535	206,973,108,184	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

< 参考情報 >

当ファンドは「LM・グローバル債券マザーファンド」受益証券及び「LM・グローバル株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

1. 「LM・グローバル債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・グローバル債券マザーファンドの計算期間はLM・グローバル・プラス（毎月分配型）の計算期間とは異なり、毎年3月2日から翌年3月1日までであります。

1 財務諸表

LM・グローバル債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成20年5月8日現在)	(平成20年11月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	35,264,202,224	9,037,004,198
コール・ローン	2,843,135,675	2,436,446,286
国債証券	161,020,073,494	132,950,819,374
特殊債券	36,363,725,264	16,605,246,137
社債券	45,845,985,671	27,875,423,351
コール・オプション(買)	174,861,066	507,052,856
派生商品評価勘定	75,051,542	707,880,902
未収入金	33,188,553,351	10,855,650,395
未収利息	3,636,125,321	2,802,894,867
前払費用	645,204,386	348,216,762
差入委託証拠金	2,359,808,551	1,937,895,195
流動資産合計	321,416,726,545	206,064,530,323
資産合計	321,416,726,545	206,064,530,323
負債の部		
流動負債		
売付債券	18,461,668,750	-
プット・オプション(売)	178,140,462	-
派生商品評価勘定	149,581,941	988,271,732
未払金	50,324,778,029	21,874,165,141
未払解約金	12,402,108	520,694,930
流動負債合計	69,126,571,290	23,383,131,803
負債合計	69,126,571,290	23,383,131,803
純資産の部		
元本等		
元本	138,839,096,044	121,370,247,672
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金	113,451,059,211	61,311,150,848
()		
純資産合計	252,290,155,255	182,681,398,520
負債純資産合計	321,416,726,545	206,064,530,323

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成19年11月9日 至 平成20年 5月8日)	(自 平成20年 5月 9日 至 平成20年11月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券・売付債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日まで は個別法）に基づき、法令及び社団法人投資 信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券・特殊債券・社債券・売付債券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引・オプション取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託 協会規則に従い、時価評価しております。	先物取引・オプション取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算 規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に 基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって 記録する方法を採用しております。但し、同第 61条に基づき、外国通貨の売却時において、当 該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基 金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建 純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相 当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場 等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する 円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建 資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基 金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計 理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年5月8日現在)	(平成20年11月10日現在)
1. 本報告書における開示対象ファンドの 期末における当該ファンドの受益権の 総数	138,839,096,044口	121,370,247,672口
2. 本報告書における開示対象ファンドの 期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.8171円 (18,171円)	1.5052円 (15,052円)

(その他の注記)

1 元本の移動等

項目	(自 平成19年11月9日 至 平成20年 5月8日)	(自 平成20年 5月 9日 至 平成20年11月10日)
本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該ファンドの元本額	154,087,775,166円	138,839,096,044円
同期中における追加設定元本額	207,626,133円	1,414,817,545円
同期中における解約元本額	15,456,305,255円	18,883,665,917円
元本の内訳		
LM・世界債券ファンドVA (適格機関投資家専用)	20,190,448,725円	19,333,897,355円
LM・グローバル債券ファンドVA (適格機関投資家専用)	5,334,196,151円	5,154,837,523円
LM・グローバル・プラス(毎月分配型)	113,314,451,168円	96,881,512,794円
計	138,839,096,044円	121,370,247,672円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	(平成20年5月8日現在)		(平成20年11月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)
国債証券	161,020,073,494	3,743,477,951	132,950,819,374	806,013,424
特殊債券	36,363,725,264	37,275,912	16,605,246,137	37,073,392
社債券	45,845,985,671	517,495,829	27,875,423,351	8,388,544,674
売付債券	18,461,668,750	74,637,038	-	-
合計	224,768,115,679	4,372,886,730	177,431,488,862	7,619,604,642

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

項目	(自 平成19年11月9日 至 平成20年 5月8日)	(自 平成20年 5月 9日 至 平成20年11月10日)
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引及び債券先物オプション取引、金利関連では金利先物オプション取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の債券の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、債券関連及び金利関連で有価証券等の価格変動リスクを回避するため、利用しております。	同左
4.取引に係るリスクの内容	債券先物取引及び債券先物オプション取引、金利先物オプション取引は、市場金利の変動によるリスクを有しております。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	（平成20年5月8日現在）				（平成20年11月10日現在）			
		契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引	債券先物取引								
	売建	40,673,519,656	-	40,638,793,631	34,726,025	40,100,207,086	-	41,060,358,915	960,151,829
	買建	25,862,871,522	-	25,753,615,098	109,256,424	29,737,298,913	-	30,417,059,912	679,760,999
	債券先物オプション取引								
	売建 ブット	14,251,237,000 (83,596,461)	-	178,140,462	94,544,001	-	-	-	-
	買建 コール	42,385,560,750 (255,347,927)	-	1,883,802	253,464,125	-	-	-	-
合計		123,173,188,928	-	66,572,432,993	422,538,525	69,837,505,999	-	71,477,418,827	280,390,830

(注) 時価の算定方法

A 外国先物取引について

- 1) 外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

B 外国オプション取引について

- 1) 外国オプション取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 3) 契約額等のうち、()内はオプション料であります。

金利関連

区分	種類	（平成20年5月8日現在）				（平成20年11月10日現在）			
		契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引	金利先物オプション取引								
	買建 コール	65,677,586,550 (471,521,957)	-	172,977,264	298,544,693	17,267,205,375 (223,834,143)	-	507,052,856	283,218,713
合計		65,677,586,550	-	172,977,264	298,544,693	17,267,205,375	-	507,052,856	283,218,713

(注) 時価の算定方法

外国オプション取引について

- 1) 外国オプション取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 3) 契約額等のうち、()内はオプション料であります。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	国債証券	US TREASURY BOND	11,750,000.00	14,432,304.68		
		US TREASURY NOTE	38,360,000.00	38,377,981.25		
		US TREASURY NOTE	106,000,000.00	110,223,437.50		
		US TREASURY NOTE	8,100,000.00	8,837,859.37		
		US TREASURY NOTE	54,900,000.00	58,125,375.00		
		US TREASURY NOTE	158,690,000.00	170,343,796.87		
		計		377,800,000.00	400,340,754.67	
		(邦貨換算額)			(39,713,802,863)	
		特殊債券	FHLMC #G04222	8,886,891.75	8,868,932.85	
			FNMA #254693	23,985,752.82	24,020,731.96	
			FNMA #868439	1,104,135.43	1,131,152.24	
			FNMA #878140	822,526.81	842,653.01	
			FNMA #893616	823,270.30	843,414.69	
			FNMA #900913	1,082,386.74	1,108,871.39	
			FNMA #901936	841,968.53	862,570.44	
			FNMA #906089	748,298.78	766,608.71	
			FNMA #909358	1,097,308.73	1,124,158.50	
			FNMA #909497	1,022,736.13	1,047,703.67	
			FNMA #914602	979,018.76	1,002,919.05	
			FNMA #928216	851,078.11	871,855.05	
			FNMA #937118	554,281.55	567,812.94	
			FNMA #940665	828,083.27	848,298.85	
			FNMA #941442	839,141.16	859,626.69	
			FNMA #949358	827,690.72	847,896.71	
			FNMA #954706	186,705.47	191,263.41	
			FNMA 30YR DEC FWD	64,400,000.00	62,769,907.20	
			FNMA 30YR DEC FWD	46,300,000.00	46,198,695.60	
			GNMA #671458	12,444,848.96	12,616,521.17	
		計		168,626,124.02	167,391,594.13	
		(邦貨換算額)			(16,605,246,137)	
		社債券	ANADARKO PETRO	2,900,000.00	2,472,228.97	
			BANK OF AMERICA CORP	2,900,000.00	2,853,813.15	
			COMCAST CORP	2,800,000.00	2,607,723.30	
			CONOCOPHILLIPS	2,000,000.00	1,935,256.00	
			COUNTRYWIDE FINANCIAL	2,010,000.00	1,884,338.56	
			DAIMLERCHRYSLER	1,950,000.00	1,661,573.79	
			DEUTSCHE TEL FIN	2,750,000.00	2,783,172.38	
			GOLDMAN SACHS GROUP INC	3,050,000.00	2,960,227.06	
			HSBC FINANCE CORP	3,000,000.00	2,880,395.81	
			KONINKLIJKE KPN NV	1,800,000.00	1,729,378.80	
			ROYAL BK SCOTLND FRN	5,100,000.00	2,689,235.10	
	SHINSEI FN CAYMAN LD FRN		1,950,000.00	443,080.95		
	SPRINT CAPITAL CORP		2,600,000.00	2,165,631.65		
	TIME WARNER INC		2,800,000.00	2,556,125.25		
	TYCO INTL GROUP SA		2,003,000.00	1,732,348.63		
	UNITED PARCEL		6,130,000.00	6,133,532.41		
	VERIZON COMMUNICATIONS		2,650,000.00	2,607,352.22		
	WACHOVIA CORP		2,900,000.00	2,344,166.42		
	XTO ENERGY INC		1,800,000.00	1,792,963.46		
	計			53,093,000.00	46,232,543.91	
	(邦貨換算額)			(4,586,268,355)		
				613,964,892.71		
				(60,905,317,355)		
米ドル計						
(邦貨換算額)						
カナダドル	国債証券	CANADA GOVT INFL INDEX	9,200,000.00	14,687,253.92		
		CANADIAN GOVT	21,700,000.00	24,001,050.35		
	計		30,900,000.00	38,688,304.27		
	(邦貨換算額)			(3,264,132,231)		
カナダドル計				38,688,304.27		

(邦貨換算額)				(3,264,132,231)
ユーロ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	40,130,000.00	42,440,705.46
		BUNDES REPUBLIC DE	79,000,000.00	81,225,331.25
		BUNDES REPUBLIC DE	26,500,000.00	27,649,632.93
		BUNDES REPUBLIC DE	105,720,000.00	101,717,652.24
		FRANCE O.A.T.	161,409,000.00	171,118,417.16
		FRANCE O.A.T.	88,840,000.00	99,489,672.79
		FRANCE O.A.T.	46,330,000.00	42,852,203.79
		NETHERLANDS GOVT	12,710,000.00	16,933,701.40
	計		560,639,000.00	583,427,317.02
(邦貨換算額)				(74,591,182,481)
	社債券	ABN AMRO BANK NV	9,800,000.00	5,102,564.15
		ALLIANC LEIC BLD	17,650,000.00	17,465,946.89
		AVIVA PLC FRN	8,150,000.00	6,166,818.73
		AXA SA FRN	9,080,000.00	5,441,451.05
		BANCA ITALEASE BANITL	2,050,000.00	1,652,812.50
		BANCA ITALEASE FRN	500,000.00	483,692.50
		BANCA ITALEASE FRN	650,000.00	600,925.00
		BANCA ITALEASE FRN	4,350,000.00	3,795,301.05
		BANCA ITALEASE FRN	500,000.00	369,903.00
		BANCA ITALEASE FRN	450,000.00	337,500.00
		BANCA POP VERONA BANVER	14,000,000.00	8,159,130.00
		BARCLAYS BANK PLC	11,750,000.00	11,918,088.15
		BAT INTL FINANCE PLC	7,050,000.00	6,114,140.70
		BAYERISCHE LANDESBANK	6,050,000.00	5,000,172.99
		COMMERZBANK CAP PFD	9,650,000.00	3,908,250.00
		DEUTSCHE POSTBANK IV FRN	9,150,000.00	4,334,598.61
		DEXIA CREDIT LOCAL FRN	5,350,000.00	2,512,723.80
		ELM BV (SWISS REIN) FRN	8,900,000.00	5,263,744.80
		ELM BV (SWISS REIN) FRN	10,500,000.00	5,033,379.75
		ESFG INTERNATIONAL FRN	9,950,000.00	4,931,328.82
		FORTIS BANK SA/NV	7,306,000.00	6,583,582.72
		GENERALI FINANCE BV	1,000,000.00	667,060.25
		GENERALI FINANCE BV FRN	8,200,000.00	5,670,273.35
		GROUPAMA SA FRN	7,600,000.00	4,193,480.50
		HSH NORDBANK AG FRN	5,240,000.00	3,276,729.20
		HSH NORDBANK LUXEMBOURG	4,750,000.00	1,901,519.70
		LLOYDS TSB BANK PLC FRN	1,485,000.00	940,918.18
		MAPFRE SA	8,800,000.00	5,818,107.90
		MONTE DEI PASCHI SIENA	5,300,000.00	4,382,176.47
		MUFG CAPITAL FIN 4 LTD	2,691,000.00	1,654,370.28
		MUFG CAPITAL FINANCE 2	8,359,000.00	5,069,110.75
		MUNICH RE FRN	9,900,000.00	6,307,290.00
		RZB FINANCE JERSEY FRN	9,500,000.00	4,395,270.00
		SL PLC FRN	8,950,000.00	6,981,778.65
		SNS REAAL GROEP NV	8,850,000.00	5,325,753.00
		STANDARD CHARTERED BANK	13,200,000.00	10,911,423.60
		SWEDBANK	1,400,000.00	1,159,821.60
		UNICREDITO ITAL CAP FRN	3,700,000.00	2,328,465.96
		UNICREDITO ITALI CRDIT	1,440,000.00	1,243,609.92
	計		263,201,000.00	177,403,214.52
(邦貨換算額)				(22,681,000,976)
				760,830,531.54
ユーロ計				(97,272,183,457)
(邦貨換算額)				
英ポンド	国債証券	UK TREASURY	64,840,000.00	67,967,589.82
		UK TREASURY	1,000,000.00	1,022,635.50
	計		65,840,000.00	68,990,225.32
(邦貨換算額)				(10,843,883,615)
	社債券	BP CAPITAL MARKETS PLC	3,790,000.00	3,869,156.51
	計		3,790,000.00	3,869,156.51
(邦貨換算額)				(608,154,020)
				72,859,381.83
英ポンド計				(11,452,037,635)
(邦貨換算額)				
スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDEN GOVT	72,000,000.00	72,256,005.00
	計		72,000,000.00	72,256,005.00
(邦貨換算額)				(919,096,383)
				72,256,005.00
スウェーデンクローナ計				(919,096,383)
(邦貨換算額)				

ノルウェークローネ 計 (邦貨換算額)	国債証券	NORWAY GOVT	44,590,000.00	44,933,343.00
			44,590,000.00	44,933,343.00
ノルウェークローネ計 (邦貨換算額)				(655,577,474)
				44,933,343.00
ハンガリーフォリント 計 (邦貨換算額)	国債証券	HUNGARY GOVERNMENT BOND	1,065,690,000.00	874,875,807.69
			1,065,690,000.00	874,875,807.69
ハンガリーフォリント 計 (邦貨換算額)				(415,478,521)
				874,875,807.69
ポーランドズロチ 計 (邦貨換算額)	国債証券	POLAND GOVT	14,650,000.00	14,581,994.70
			12,370,000.00	11,659,751.71
ポーランドズロチ計 (邦貨換算額)			5,724,000.00	5,672,944.06
			43,720,000.00	41,611,018.24
ポーランドズロチ計 (邦貨換算額)			76,464,000.00	73,525,708.71
				(2,547,665,806)
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				73,525,708.71
				(2,547,665,806)
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				177,431,488,862
				(177,431,488,862)

(注) 備考欄の*の銘柄はハイブリッド優先証券であることを示しています。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 6銘柄	65.2%	34.4%
	特殊債券 20銘柄	27.3%	
	社債券 19銘柄	7.5%	
カナダドル	国債証券 2銘柄	100.0%	1.8%
ユーロ	国債証券 8銘柄	76.7%	54.8%
	社債券 39銘柄	23.3%	
英ポンド	国債証券 2銘柄	94.7%	6.5%
	社債券 1銘柄	5.3%	
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.5%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.4%
ハンガリーフォリント	国債証券 1銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 4銘柄	100.0%	1.4%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「(2)注記表(その他の注記)3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目(記載上の注意を含む)を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

金利関連

「(2)注記表(その他の注記)3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 金利関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目(記載上の注意を含む)を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

[次へ](#)

2. 「LM・グローバル株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・グローバル株式マザーファンドの計算期間はLM・グローバル・プラス（毎月分配型）の計算期間とは異なり、毎年3月2日から翌年3月1日までであります。

1 財務諸表

LM・グローバル株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成20年5月8日現在)	(平成20年11月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	264,408,128	888,862,284
金銭信託	612,647	637,957
コール・ローン	677,189,516	228,905,581
株式	93,159,854,444	59,691,629,761
投資証券	-	303,829,760
派生商品評価勘定	-	5,046,535
未収入金	-	2,014,690,100
未収配当金	136,541,763	91,206,866
未収利息	8,680	1,933
流動資産合計	94,238,615,178	63,224,810,777
資産合計	94,238,615,178	63,224,810,777
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	29,080,612
未払金	-	1,943,575,318
未払解約金	-	100,000,000
流動負債合計	-	2,072,655,930
負債合計	-	2,072,655,930
純資産の部		
元本等		
元本	60,129,038,841	64,949,022,974
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	34,109,576,337	3,796,868,127
純資産合計	94,238,615,178	61,152,154,847
負債純資産合計	94,238,615,178	63,224,810,777

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成19年11月9日 至 平成20年 5月8日)	(自 平成20年 5月 9日 至 平成20年11月10日)
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	株式・投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又 は店頭市場における最終相場（最終相場のな いものについては、それに準ずる価額）、又は 金融商品取引業者等から提示される気配相場 に基づいて評価しております。	株式・投資証券 同左
2. デリバティ プ等の評価 基準及び評 価方法		為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国にお ける貸借対照表作成日の対顧客先物売買相 場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費 用の計上基 準	(1)株式 原則として、株式の配当落ち日において、その 金額が確定している場合には当該金額、未だ 確定していない場合には入金時に計上して おります。 (2)投資証券 受取配当金は、投資証券の分配金を、原則と して収益分配金落の売買が行われる日にお いて計上しております。	(1)株式 同左 (2)投資証券 同左
4. その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算 規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に 基づき、取引発生時の外国通貨の額をもつて 記録する方法を採用しております。但し、同第 61条に基づき、外国通貨の売却時において、当 該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基 金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建 純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相 当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場 等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する 円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建 資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基 金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計 理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年5月8日現在)	(平成20年11月10日現在)
1. 本報告書における開示対象ファンドの 期末における当該ファンドの受益権の 総数	60,129,038,841口	64,949,022,974口
2. 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、そ の差額は3,796,868,127円 であります。
3. 本報告書における開示対象ファンドの 期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.5673円 (15,673円)	0.9415円 (9,415円)

（その他の注記）

1 元本の移動等

項目	(自 平成19年11月9日 至 平成20年 5月8日)	(自 平成20年 5月 9日 至 平成20年11月10日)
本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該ファンドの元本額	55,655,331,296円	60,129,038,841円
同期中における追加設定元本額	4,473,719,137円	6,053,105,436円
同期中における解約元本額	11,592円	1,233,121,303円
元本の内訳		
LM・グローバル株式ファンドVA (適格機関投資家専用)	2,628,513円	2,602,233円
LM・グローバル・プラス(毎月分配型)	60,126,410,328円	64,946,420,741円
計	60,129,038,841円	64,949,022,974円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	(平成20年5月8日現在)		(平成20年11月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)
株式	93,159,854,444	4,412,591,283	59,691,629,761	14,392,300,030
投資証券	-	-	303,829,760	24,963,961
合計	93,159,854,444	4,412,591,283	59,995,459,521	14,367,336,069

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

項目	(自 平成19年11月9日 至 平成20年 5月8日)	(自 平成20年 5月 9日 至 平成20年11月10日)
1. 取引の内容	-	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、通貨関連の為替予約取引であります。
2. 取引に対する 取組方針	-	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3. 取引の利用目的	-	デリバティブ取引は、通貨関連で、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4. 取引に係るリ スクの内容	-	為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。
5. 取引に係るリ スクの管理体制	-	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。
6. 取引の時価等 に関する事項 についての補 足説明	-	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成20年5月8日現在)

該当事項はありません。

区分	種類	(平成20年11月10日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 売建				
	米ドル	75,852,952	-	77,302,521	1,449,569
	ユーロ	732,857,431	-	758,202,007	25,344,576
	スイスフラン	95,945,641	-	98,232,108	2,286,467
	買建 オーストラリアドル	98,321,663	-	103,368,198	5,046,535
合計		1,002,977,687	-	1,037,104,834	24,034,077

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	ACE LTD	66,500	53.40	3,551,100.00	
	AEROPOSTALE INC	142,700	19.70	2,811,190.00	
	AETNA INC	62,200	23.48	1,460,456.00	
	AFLAC INC	91,500	46.29	4,235,535.00	
	AGCO CORP	40,200	28.06	1,128,012.00	
	AK STEEL HOLDING CORP	89,100	11.22	999,702.00	
	ALLIED WASTE INDUSTRIES INC	173,400	10.50	1,820,700.00	
	ALTRIA GROUP INC	336,300	17.98	6,046,674.00	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	113,450	21.41	2,428,964.50	
	AMGEN INC	92,100	58.87	5,421,927.00	
	APACHE CORP	32,600	76.99	2,509,874.00	
	APOLLO GROUP INC-CL A	44,300	69.61	3,083,723.00	
	ASSURANT INC	102,500	22.35	2,290,875.00	
	AT&T INC	250,500	27.00	6,763,500.00	
	AVON PRODUCTS INC	57,000	26.37	1,503,090.00	
	BANK OF AMERICA CORPORATION	89,200	20.49	1,827,708.00	
	BANK OF HAWAII CORP	37,400	47.27	1,767,898.00	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	38,500	59.35	2,284,975.00	
	BECTON DICKINSON & CO	25,700	70.73	1,817,761.00	
	BIG LOTS INC	158,900	17.95	2,852,255.00	
	BMC SOFTWARE INC	191,300	25.66	4,908,758.00	
	BRINK'S CO/THE	45,600	24.42	1,113,552.00	
	BRINKS HOME SECURITY HOLDING	45,600	17.68	806,208.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	142,200	20.55	2,922,210.00	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	25,800	60.84	1,569,672.00	
	CHEVRON CORPORATION	117,400	73.46	8,624,204.00	
	CHUBB CORP	78,400	49.36	3,869,824.00	
	CIGNA CORPORATION	102,800	15.85	1,629,380.00	
	CISCO SYSTEMS INC	382,200	17.58	6,719,076.00	
	COMPUTER SCIENCES CORP	64,000	30.72	1,966,080.00	
	CONOCOPHILLIPS	132,200	51.58	6,818,876.00	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	106,400	12.65	1,345,960.00	
	CSX CORP	107,700	42.77	4,606,329.00	
	CULLEN/FROST BANKERS INC	35,300	54.25	1,915,025.00	
	CUMMINS INC	48,000	24.59	1,180,320.00	
	DELL INC	230,300	12.55	2,890,265.00	
	DEVON ENERGY CORPORATION	45,700	76.11	3,478,227.00	
	DIAMOND OFFSHORE DRILLING, INC.	26,500	83.03	2,200,295.00	
	DIRECTV GROUP INC/THE	164,100	21.94	3,600,354.00	
	DOMINION RESOURCES INC/VA	88,800	35.83	3,181,704.00	
	EDISON INTERNETIONAL	65,800	35.23	2,318,134.00	
	EL PASO CORP	163,800	8.26	1,352,988.00	
	ELI LILLY AND COMPANY	123,000	34.20	4,206,600.00	
	ENSCO INTERNATIONAL INC	45,100	35.20	1,587,520.00	
	ENERGY CORPORATION	44,900	80.10	3,596,490.00	
	EXXON MOBIL CORPORATION	227,700	73.95	16,838,415.00	
	FLOWSERVE CORP	26,800	52.99	1,420,132.00	
	GENERAL ELECTRIC COMPANY	319,800	18.86	6,031,428.00	
	HERBALIFE LTD	87,300	20.17	1,760,841.00	
	HEWITT ASSOCIATES INC-CL A	81,200	27.40	2,224,880.00	
	HEWLETT-PACKARD COMPANY	250,800	34.64	8,687,712.00	
	HUMANA INC	45,700	35.58	1,626,006.00	
	INTEL CORPORATION	331,700	14.63	4,852,771.00	
	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	122,700	86.27	10,585,329.00	
	INTERNATIONAL PAPER COMPANY	90,700	14.88	1,349,616.00	
	INVITROGEN CORP	71,000	27.89	1,980,190.00	
	JOHNSON & JOHNSON	152,900	60.22	9,207,638.00	
	JPMORGAN CHASE&CO	223,500	37.75	8,437,125.00	
	KBR INC	81,500	14.89	1,213,535.00	
	KROGER CO	73,800	27.52	2,030,976.00	
	MARSH & MCLENNAN COMPANIES, INC.	83,200	25.53	2,124,096.00	
	MCDONALD'S CORPORATION	91,500	55.47	5,075,505.00	

	MEDTRONIC INC	67,900	39.81	2,703,099.00
	MICROSOFT CORPORATION	594,000	21.50	12,771,000.00
	NATIONAL FUEL GAS COMPANY	42,200	32.69	1,379,518.00
	NIKE INC -CL B	67,200	49.41	3,320,352.00
	NORFOLK SOUTHERN CORP	95,500	53.72	5,130,260.00
	NORTHERN TRUST CORP	43,800	51.50	2,255,700.00
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	102,200	52.46	5,361,412.00
	OIL STATES INTERNATIONAL INC	47,200	21.75	1,026,600.00
	ORACLE CORPORATION	364,700	17.53	6,393,191.00
	PFIZER INC	311,100	16.86	5,245,146.00
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	148,800	42.20	6,279,360.00
	PROCTER & GAMBLE CO	115,700	64.49	7,461,493.00
	QUALCOMM INC	39,000	35.66	1,390,740.00
	RALCORP HOLDINGS INC	59,500	65.00	3,867,500.00
	RAYTHEON COMPANY	96,500	49.00	4,728,500.00
	REYNOLDS AMERICAN INC	60,400	45.51	2,748,804.00
	RR DONNELLEY & SONS CO	110,600	15.17	1,677,802.00
	SARA LEE CORP	232,400	10.00	2,324,000.00
	SCHERING-PLOUGH CORPORATION	233,500	14.79	3,453,465.00
	STATE STREET CORPORATION	26,600	42.97	1,143,002.00
	SYMANTEC CORP	107,000	13.20	1,412,400.00
	SYSCO CORPORATION	98,300	25.10	2,467,330.00
	TERRA INDUSTRIES INC	58,400	19.93	1,163,912.00
	THE GAP, INC.	89,600	12.82	1,148,672.00
	TJX COMPANIES INC	64,000	24.19	1,548,160.00
	TRAVELERS COS INC/THE	60,900	39.61	2,412,249.00
	TYCO INTERNATIONAL LTD	83,500	25.10	2,095,850.00
	UNION PACIFIC CORP	84,600	60.99	5,159,754.00
	UNIT CORP	68,100	32.75	2,230,275.00
	UNUM GROUP	250,800	16.81	4,215,948.00
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	207,100	30.05	6,223,355.00
	WABCO HOLDINGS INC	73,000	16.14	1,178,220.00
	WAL-MART STORES INC	180,400	54.39	9,811,956.00
	WESTERN DIGITAL CORP	275,800	15.83	4,365,914.00
	WILLIAMS COS INC	70,200	19.48	1,367,496.00
米ドル計		11,659,250		347,922,600.50
(邦貨換算額)				(34,513,921,969)
カナダドル	BANK OF NOVA SCOTIA	71,100	39.11	2,780,721.00
	BOMBARDIER INC 'B'	360,900	4.70	1,696,230.00
	BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	114,300	21.38	2,443,734.00
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	8,600	326.95	2,811,770.00
	MANULIFE FINANCIAL CORP	102,000	26.00	2,652,000.00
	NATIONAL BANK OF CANADA	41,800	45.68	1,909,424.00
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	35,031	96.00	3,362,976.00
	ROYAL BANK OF CANADA	161,900	47.35	7,665,965.00
	TORONTO-DOMINION BANK	98,500	57.25	5,639,125.00
カナダドル計		994,131		30,961,945.00
(邦貨換算額)				(2,612,259,299)
ユーロ	ALPHA BANK A.E.	148,277	11.58	1,717,047.66
	ARCELORMITTAL	123,137	17.49	2,153,666.13
	ASSICURAZIONI GENERALI	78,451	19.96	1,565,881.96
	BANCO SANTANDER SA	719,257	8.34	5,998,603.38
	BNP PARIBAS	29,901	55.00	1,644,555.00
	BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	66,195	27.17	1,798,518.15
	E.ON AG	78,753	30.91	2,434,255.23
	ENEL SPA	1,109,392	5.50	6,101,656.00
	ENERGIAS DE PORTUGAL SA	678,908	2.76	1,873,786.08
	ENI SPA	150,307	17.79	2,674,863.37
	ERSTE GROUP BANK AG	43,524	19.80	861,775.20
	FORTUM OYJ	95,731	19.73	1,888,772.63
	FRANCE TELECOM	289,301	19.79	5,726,713.29
	GDF SUEZ	101,474	35.65	3,617,548.10
	INBEV NV	27,163	30.78	836,077.14
	KONINKLIJKE AHOLD NV	476,115	8.50	4,046,977.50
	KONINKLIJKE DSM NV	49,513	21.74	1,076,660.18
	MAPFRE SA	813,153	2.41	1,959,698.73
	OPAP SA	53,718	17.78	955,106.04
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	289,875	20.80	6,029,400.00
	RWE AG	22,411	66.95	1,500,416.45
	SANOFI -SYNTHELABO SA	42,539	47.24	2,009,542.36

	SES	106,985	13.23	1,415,411.55	
	SIEMENS AG-REG	29,645	43.56	1,291,336.20	
	TELEFONICA SA	491,713	15.06	7,405,197.78	
	TOTAL SA	77,417	41.30	3,197,322.10	
	WARTSILA OYJ	46,767	19.67	919,906.89	
	WOLTERS KLUWER	73,595	14.08	1,036,217.60	
	ZODIAC SA	37,484	31.40	1,176,997.60	
ユーロ計 (邦貨換算額)		6,350,701		74,913,910.30	
英ポンド				(9,577,743,431)	
	ANGLO AMERICAN PLC	125,400	13.50	1,692,900.00	
	ASTRAZENECA PLC	228,067	26.84	6,121,318.28	
	BAE SYSTEMS PLC	532,782	3.51	1,871,130.38	
	BALFOUR BEATTY PLC	324,766	2.84	922,335.44	
	BG GROUP PLC	106,233	9.79	1,040,552.23	
	BHP BILLITON PLC	474,568	10.15	4,816,865.20	
	BP PLC	1,146,519	5.15	5,904,572.85	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	245,146	17.03	4,174,836.38	
	COMPASS GROUP PLC	745,051	2.88	2,149,472.13	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	316,191	12.13	3,835,396.83	
	HSBC HOLDINGS PLC	931,513	7.46	6,953,744.54	
	PETROFAC LTD	362,884	3.79	1,375,330.36	
	RIO TINTO PLC	89,357	26.18	2,339,366.26	
	STANDARD CHARTERED PLC	180,854	9.40	1,700,027.60	
	VODAFONE GROUP PLC	1,715,219	1.06	1,830,138.67	
	WPP GROUP PLC	347,949	3.79	1,320,466.45	
英ポンド計 (邦貨換算額)		7,872,499		48,048,453.60	
スイスフラン				(7,552,255,936)	
	SYNGENTA AG-REG	15,785	206.10	3,253,288.50	
	NESTLE SA-REG	237,799	46.60	11,081,433.40	
	NOVARTIS AG	214,720	57.70	12,389,344.00	
	ZURICH FINANCIAL SERVICES	28,502	240.00	6,840,480.00	
スイスフラン計 (邦貨換算額)		496,806		33,564,545.90	
スウェーデンクローナ				(2,838,218,001)	
スウェーデンクローナ計 (邦貨換算額)	SECURITAS AB	230,094	81.00	18,637,614.00	
		230,094		18,637,614.00	
ノルウェークローネ (邦貨換算額)				(237,070,450)	
ノルウェークローネ計 (邦貨換算額)	STATOILHYDRO ASA	87,400	134.90	11,790,260.00	
		87,400		11,790,260.00	
デンマーククローネ (邦貨換算額)				(172,019,893)	
デンマーククローネ計 (邦貨換算額)	A P MOLLER - MAERSK A/S - B	344	32,500.00	11,180,000.00	
		344		11,180,000.00	
オーストラリアドル (邦貨換算額)				(192,072,400)	
オーストラリアドル計 (邦貨換算額)	AMCOR LTD	506,619	6.39	3,237,295.41	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	53,069	40.07	2,126,474.83	
	COMPUTERSHARE LIMITED	305,302	7.86	2,399,673.72	
	CSL LIMITED	72,244	36.85	2,662,191.40	
	ST GEORGE BANK LIMITED	90,245	28.25	2,549,421.25	
	TELSTRA CORP LTD	1,336,529	4.30	5,747,074.70	
	WESTPAC BANKING CORP	238,655	21.00	5,011,755.00	
オーストラリアドル計 (邦貨換算額)		2,602,663		23,733,886.31	
シンガポールドル (邦貨換算額)				(1,630,992,667)	
シンガポールドル計 (邦貨換算額)	UNITED OVERSEAS BANK LTD	414,000	13.14	5,439,960.00	
		414,000		5,439,960.00	
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				59,691,629,761	
				(59,691,629,761)	

株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
米ドル	投資証券 計 (邦貨換算額)	PUBLIC STORAGE	40,300	3,062,800.00	
			40,300	3,062,800.00	
米ドル計 (邦貨換算額)				(303,829,760)	
				3,062,800.00	
				(303,829,760)	
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				303,829,760	
				(303,829,760)	

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する 比率
米ドル	株式 97銘柄	99.1%	-	58.0%
	投資証券 1銘柄	-	0.9%	
カナダドル	株式 9銘柄	100.0%	-	4.4%
ユーロ	株式 29銘柄	100.0%	-	16.0%
英ポンド	株式 16銘柄	100.0%	-	12.6%
スイスフラン	株式 4銘柄	100.0%	-	4.7%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	100.0%	-	0.4%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.0%	-	0.3%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	100.0%	-	0.3%
オーストラリアドル	株式 7銘柄	100.0%	-	2.7%
シンガポールドル	株式 1銘柄	100.0%	-	0.6%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

「(2)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

LM・グローバル・プラス(毎月分配型)

平成20年12月末現在

資産総額	197,352,792,191円
負債総額	148,735,309円
純資産総額(-)	197,204,056,882円
発行済口数	289,185,090,497口
1口当たり純資産額(/)	0.6819円
(1万口当たり純資産額)	(6,819円)

< 参考情報 >

LM・グローバル債券マザーファンド

平成20年12月末現在

資産総額	191,199,312,487円
負債総額	12,832,294,143円
純資産総額(-)	178,367,018,344円
発行済口数	117,011,409,619口
1口当たり純資産額(/)	1.5244円
(1万口当たり純資産額)	(15,244円)

LM・グローバル株式マザーファンド

平成20年12月末現在

資産総額	55,772,832,925円
負債総額	100,000,000円
純資産総額(-)	55,672,832,925円
発行済口数	68,415,678,692口
1口当たり純資産額(/)	0.8137円
(1万口当たり純資産額)	(8,137円)

第5【設定及び解約の実績】

期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	34,957,607,067	583,488,766
第2特定期間	6,176,911,967	7,328,505,523
第3特定期間	23,441,258,618	4,265,953,516
第4特定期間	74,481,188,764	6,844,048,556
第5特定期間	69,225,745,425	16,246,140,944
第6特定期間	64,789,598,214	14,181,241,647
第7特定期間	80,339,070,811	17,186,558,594
第8特定期間	54,899,501,098	17,359,889,447
第9特定期間	12,414,782,001	22,684,436,074
第10特定期間	5,797,634,687	27,006,007,142

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本文書提出日現在）

資本金の額	1,000百万円
委託会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	78,270株
主な資本金の額の増減	

平成20年3月30日に、資本金の額を3,913百万円から1,000百万円に減資しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までにこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

運用の意思決定機構

ファンドの運用指図は、ファンドの約款等に定められている運用の基本方針に基づき、東京運用委員会の決定する運用方針に沿って、運用部のポートフォリオ・マネジャーが行います。

東京運用委員会は、各地域の経済・政治動向等の分析をもとにファンドに係る運用方針を立案します。ポートフォリオ・マネジャーは東京運用委員会の立案した投資方針に基づいて、各ファンドの投資方針、投資制限を考慮しつつ運用計画書を作成し、ファンド毎に銘柄選定、有価証券の売買の指図を実行します。

2【事業の内容及び営業の概況】

(1) 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

(2) 平成20年12月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	34	409,234
合計	34	409,234

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第9期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に従って作成しております。また、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
2. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第11期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により監査及び中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第9期 (平成19年3月31日現在)			第10期 (平成20年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
I 流動資産							
現金及び預金			725,084			768,672	
貯蔵品			-			9,968	
前払費用			15,400			26,739	
未収委託者報酬			418,750			397,732	
未収投資顧問料			195,476			221,935	
未収入金			3,032			23,481	
その他未収収益			57,502			21,060	
流動資産合計			1,415,246	53.5		1,469,590	53.1
固定資産							
有形固定資産	1		58,639	2.2		488,371	17.7
建物		15,108			327,824		
器具備品		30,404			160,099		
建設仮勘定		13,127			446		
無形固定資産	1		758	0.0		13,722	0.5
ソフトウェア		758			13,722		
投資その他の資産			1,171,275	44.3		794,709	28.7
投資有価証券		589,177			291,860		
長期差入保証金		158,740			148,588		
預託金		26,000			25,000		
長期性預金		299,112			280,532		
前払年金費用		98,244			48,728		
固定資産合計			1,230,674	46.5		1,296,803	46.9
資産合計			2,645,921	100.0		2,766,394	100.0

区 分	注記 番号	第9期 (平成19年3月31日現在)			第10期 (平成20年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
未払金			241,353			197,330	
未払手数料		177,029			163,331		
未払消費税等		64,323			33,999		
未払費用			774,156			771,682	
未払法人税等			14,273			1,667	
前受金			16,864			13,800	
預り金			28,664			12,228	
賞与引当金			54,627			211,040	
流動負債合計			1,129,939	42.7		1,207,749	43.6
固定負債							
退職給付引当金			139,566			120,986	
役員退職慰労引当金			184,247			191,308	
固定負債合計			323,814	12.2		312,294	11.3
負債合計			1,453,754	54.9		1,520,043	54.9
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			3,913,500			1,000,000	
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		3,693,500			226,405		
資本剰余金合計			3,693,500			226,405	
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		1,658			-		
(2) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		6,382,252			19,944		
利益剰余金合計			6,380,594			19,944	
株主資本合計			1,226,405			1,246,350	
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金			37,271			-	
2. 繰延ヘッジ損益			3,032			-	
評価・換算差額等合計			34,238			-	
純資産合計			1,192,167	45.1		1,246,350	45.1
負債・純資産合計			2,645,921	100.0		2,766,394	100.0

(2) 【損益計算書】

区 分	注記 番号	第9期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第10期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業 の 部	1	営業収益					
		委託者報酬		5,635,310		6,700,313	
		投資顧問料		594,607		599,999	
		その他営業収益		104,602		127,872	
		営業収益計		6,334,520	100.0	7,428,185	100.0
		営業費用					
		支払手数料		2,552,607		2,978,026	
		広告宣伝費		61,385		69,695	
		公告費		3,976		2,408	
		調査費		1,688,396		1,989,938	
		調査費	43,080			66,913	
		委託調査費	1,644,127			1,921,715	
		図書費	1,188			1,309	
		委託計算費		85,880		86,319	
		営業雑経費		144,663		171,567	
		通信費	35,104			52,125	
		印刷費	104,114			114,036	
		協会費	5,309			5,206	
		諸会費	135			199	
		営業費用計		4,536,910	71.6	5,297,955	71.3
		一般管理費					
給料	109,990			140,465			
役員報酬	709,799			753,696			
給料・手当	3,625			-			
賞与	159,777			210,612			
賞与引当金繰入額	3,568			11,929			
退職金		6,966		8,636			
交際費		98		-			
寄付金		31,746		40,095			
旅費交通費		24,943		11,910			
租税公課		124,606		211,751			
不動産賃借料		101,488		116,539			
退職給付費用		34,162		7,060			
役員退職慰労引当金繰入		34,048		57,898			
固定資産減価償却費		293,759		329,644			
諸経費	3	1,638,580	25.9	1,900,241	25.6		
一般管理費計							
営業利益		159,029	2.5	229,988	3.1		
営業外 損益 の 部	1	営業外収益					
		受取利息		298		482	
		受取配当金		623		825	
		為替差益		-		37,078	
		その他		33		2,187	
		営業外収益計		955	0.0	40,574	0.5
営業外費用							
為替差損		26,012		-			
投資有価証券売却損		-		41,888			
その他		1,823		-			
営業外費用計		27,836	0.4	41,888	0.5		
経常利益		132,148	2.1	228,674	3.1		
特別 損益 の 部	4	特別利益					
		過年度費用負担調整益		16,522		-	
		特別利益計		16,522	0.3	-	
		特別損失					
		固定資産除却損		4,440		4,202	
投資有価証券評価損		-		183,531			
事務所移転費用		-		18,706			
特別損失計		4,440	0.1	206,440	2.8		
税引前当期純利益		144,230	2.3	22,234	0.3		
法人税等	2	3,800	0.1	2,290	0.0		
当期純利益		140,430	2.2	19,944	0.3		

(3)【株主資本等変動計算書】

第9期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

項目	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高 (千円)	3,913,500	3,693,500	1,658	6,522,682	1,085,975
事業年度中の変動額					
当期純利益				140,430	140,430
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計 (千円)				140,430	140,430
平成19年3月31日残高 (千円)	3,913,500	3,693,500	1,658	6,382,252	1,226,405

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 (千円)	-	-	-	1,085,975
事業年度中の変動額				
当期純利益				140,430
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	37,271	3,032	34,238	34,238
事業年度中の変動額合計 (千円)	37,271	3,032	34,238	106,192
平成19年3月31日残高 (千円)	37,271	3,032	34,238	1,192,167

第10期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

項目	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成19年3月31日残高 (千円)	3,913,500	3,693,500	1,658	6,382,252	1,226,405
事業年度中の変動額					
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の 取り崩しによる繰越欠損金の補填	2,913,500	3,467,094	1,658	6,382,252	-
当期純利益				19,944	19,944
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計 (千円)	2,913,500	3,467,094	1,658	6,402,196	19,944
平成20年3月31日残高 (千円)	1,000,000	226,405	-	19,944	1,246,350

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高 (千円)	37,271	3,032	34,238	1,192,167
事業年度中の変動額				
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の 取り崩しによる繰越欠損金の補填				-
当期純利益				19,944
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	37,271	3,032	34,238	34,238
事業年度中の変動額合計 (千円)	37,271	3,032	34,238	54,183
平成20年3月31日残高 (千円)	-	-	-	1,246,350

重要な会計方針

項目	第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>		<p>その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左</p>	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ 為替予約取引 時価法</p>		<p>デリバティブ 為替予約取引 同 左</p>	
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 8年～15年 器具備品 4～8年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法によっております。 ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>		<p>(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年～18年 器具備品 4～8年</p> <p>(2)無形固定資産 同 左</p>	
4. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額のうち当期末までの期間に係る部分の金額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。また、適格退職年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>		<p>(1)賞与引当金 同 左</p> <p>(2)退職給付引当金 同 左</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 同 左</p>	
5. リース取引の処理方法	<p>リ・ス物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>		<p>同 左</p>	
6. ヘッジ会計の方法	<p>(1)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 外貨建その他有価証券</p> <p>(3)ヘッジ方針 外貨建その他有価証券の為替リスクを回避する目的で為替予約を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。</p>		<p>-</p>	
7. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。</p>		<p>(1)消費税等の会計処理 同 左</p>	

会計処理の変更

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は1,192,167千円であります。</p>	-

	<p>(固定資産の減価償却方法)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ3,065千円減少しております。</p>
--	---

追加情報

第9期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。なお、当社は、当事業年度より、親会社であるレック・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、上記会計基準及び適用指針に準じた方法により会計処理をしております。</p>	-

注記事項

(貸借対照表関係)

第9期 (平成19年3月31日現在)	第10期 (平成20年3月31日現在)
<p>1 固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 18,577千円</p> <p>器具備品 32,402千円</p> <p>ソフトウェア 7,663千円</p> <p>2 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未払費用 1,037千円</p>	<p>1 固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 13,252千円</p> <p>器具備品 21,227千円</p> <p>ソフトウェア 1,303千円</p> <p>2 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未払費用 724千円</p>

(損益計算書関係)

第9期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役 年額 500,000千円以内</p> <p>監査役 年額 300,000千円以内</p> <p>2 法人税等は住民税であります。</p> <p>3 関係会社との取引</p> <p>諸経費 1,037千円</p> <p>4 固定資産除却損は、器具備品4,440千円であります。</p>	<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役 年額 500,000千円以内</p> <p>監査役 年額 300,000千円以内</p> <p>2 法人税等は住民税であります。</p> <p>3 関係会社との取引</p> <p>諸経費 3,060千円</p> <p>4 固定資産除却損は、器具備品4,202千円であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第9期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					第10期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加 株式数(株)	当事業年度 減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)	株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加 株式数(株)	当事業年度 減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270	普通株式	78,270	-	-	78,270

(リース取引関係)

第9期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	同 左

(有価証券関係)

第9期 (平成19年3月31日現在)	第10期 (平成20年3月31日現在)

<p>1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)</p> <p>(1) 貸借対照表価額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>取得原価</td> <td style="text-align: right;">610,000</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td> <td style="text-align: right;">572,729</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right;">37,271</td> </tr> </table> <p>2. 時価評価されていない有価証券 (単位：千円)</p> <p>(1) その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く) 貸借対照表計上額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">16,448</td> </tr> </table> <p>(注) 上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。</p>	取得原価	610,000	貸借対照表計上額	572,729	差額	37,271		16,448	<p>1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)</p> <p>(1) 貸借対照表価額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>取得原価</td> <td style="text-align: right;">458,942</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td> <td style="text-align: right;">275,411</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right;">183,531</td> </tr> </table> <p>(注) 上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。 当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損183,531千円を計上しております。 なお、減損処理は、時価が取得価額の30%以上下落し、1年以内に回復の可能性が無い場合に行っております。</p> <p>(単位：千円)</p> <p>2. 当事業年度中に売却したその他有価証券</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>売却額</td> <td style="text-align: right;">109,169</td> </tr> <tr> <td>売却益の合計額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>売却損の合計額</td> <td style="text-align: right;">41,888</td> </tr> </table> <p>3. 時価評価されていない有価証券 (単位：千円)</p> <p>(1) その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く) 貸借対照表計上額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">16,448</td> </tr> </table> <p>(注) 上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。</p>	取得原価	458,942	貸借対照表計上額	275,411	差額	183,531	売却額	109,169	売却益の合計額	-	売却損の合計額	41,888		16,448
取得原価	610,000																						
貸借対照表計上額	572,729																						
差額	37,271																						
	16,448																						
取得原価	458,942																						
貸借対照表計上額	275,411																						
差額	183,531																						
売却額	109,169																						
売却益の合計額	-																						
売却損の合計額	41,888																						
	16,448																						

（デリバティブ取引関係）

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																				
<p>1. 取引の状況に関する事項 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。なお、為替予約取引を利用してヘッジ会計を行っております。ヘッジ会計の方法は、重要な会計方針に記載の通りであります。</p> <p>取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。</p> <p>取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 当社のデリバティブ取引は、全てヘッジ会計が適用されているため、省略しております。</p>	<p>1. 取引の状況に関する事項 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。</p> <p>取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。</p> <p>取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 通貨関連 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">契約額等</th> <th rowspan="2">時価</th> <th rowspan="2">評価損益</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち1年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場取引以外の取引</td> <td>為替予約取引 売建 米ドル</td> <td>321,000</td> <td>-</td> <td>297,518</td> <td>23,481</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>321,000</td> <td>-</td> <td>297,518</td> <td>23,481</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 時価の算定方法 期末の時価は先物相場を使用しております。</p>	区分	種類	契約額等		時価	評価損益		うち1年超	市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	321,000	-	297,518	23,481		合計	321,000	-	297,518	23,481
区分	種類			契約額等				時価	評価損益												
			うち1年超																		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	321,000	-	297,518	23,481																
	合計	321,000	-	297,518	23,481																

（退職給付関係）

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																				
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と適格退職年金制度を併用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">379,260千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">337,938千円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">41,322千円</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">98,244千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">139,566千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 101,488千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 割引率 1.3 % 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。</p>	退職給付債務	379,260千円	年金資産	337,938千円	未積立退職給付債務	41,322千円	前払年金費用	98,244千円	退職給付引当金	139,566千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">355,245千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">282,987千円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">72,258千円</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">48,728千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">120,986千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 116,539千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 割引率 1.3 % 同左</p>	退職給付債務	355,245千円	年金資産	282,987千円	未積立退職給付債務	72,258千円	前払年金費用	48,728千円	退職給付引当金	120,986千円
退職給付債務	379,260千円																				
年金資産	337,938千円																				
未積立退職給付債務	41,322千円																				
前払年金費用	98,244千円																				
退職給付引当金	139,566千円																				
退職給付債務	355,245千円																				
年金資産	282,987千円																				
未積立退職給付債務	72,258千円																				
前払年金費用	48,728千円																				
退職給付引当金	120,986千円																				

（ストック・オプション等関係）

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 1,037千円</p> <p>2. スtock・オプション等の内容 当社は、当事業年度より、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。</p>	<p>1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 3,060千円</p> <p>2. スtock・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。</p>

（税効果会計関係）

第9期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第10期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
繰延税金資産の発生的主要原因別内訳		繰延税金資産の発生的主要原因別内訳	
	千円		千円
繰延税金資産		繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,319,072	税務上の繰越欠損金	1,129,981
賞与引当金	22,233	賞与引当金	85,893
役員退職慰労引当金	74,989	役員退職慰労引当金	77,862
退職給付引当金	56,804	退職給付引当金	49,241
未払費用	47,373	未払費用	62,966
有価証券評価損	34,005	有価証券評価損	108,702
前払年金費用認容	39,985	前払年金費用認容	19,832
繰延税金資産小計	<u>1,514,491</u>	繰延税金資産小計	<u>1,494,814</u>
評価性引当額	<u>1,514,491</u>	評価性引当額	<u>1,494,814</u>
繰延税金資産合計	<u><u>-</u></u>	繰延税金資産合計	<u><u>-</u></u>

(関連当事者との取引)

第9期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	レッグ・メイソン・インク	米国メリーランド州	百万米ドル 13	持株会社	被所有直接 100%	2人	-	諸経費の支払 (注1)	千円 1,037	未払費用	千円 1,037

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1)諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

(2)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	-	投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 8,994	その他未収収益	千円 8,943
								投資顧問報酬の支払 (注1)	401,050	未払費用	144,194
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国カリフォルニア州	米ドル 500	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 241,179	未払費用	千円 242,958
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアメルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 217,402	未払費用	千円 109,180
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント(株)	東京都千代田区	億円 10	金融業	-	-	投資顧問契約	長期差入保証金の差入	千円 72,745	長期差入保証金	千円 72,745
								投資顧問報酬の支払 (注1)	133,329	未払費用	26,342
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 2,936	未払費用	千円 1,437
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	-	投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 16,732	その他未収収益	千円 8,070
								投資顧問報酬の支払 (注1)	298,505	未払費用	97,562
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ・(ヨーロッパ)リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 8	金融業	-	-	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 39,981	その他未収収益	千円 40,488

親会社の子会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 3,360	未払費用	千円 2,054
親会社の子会社	レグ・メイソン・キャピタル・マネジメント・インク	米国 メリーランド州	千米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 391	未払費用	千円 391
親会社の子会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州	米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 129,072	未払費用	千円 45,925
親会社の子会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州	-	サービス業	-	-	-	調査費・諸経費の支払	千円 14,335	未払費用	千円 8,294
親会社の子会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア メルボルン	百万豪ドル 5.3	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 160,208	-	千円 -
親会社の子会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・(ルクセンブルグ)エス・エイ	ルクセンブルグ	万米ドル 97	金融業	-	-	サービス契約	その他営業収益の受取(注2)	千円 38,894	-	-
親会社の子会社	ソロモン・ブラザーズ・アセット・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 12,131	-	-
親会社の子会社	レグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国 メリーランド州	-	サービス業	-	-	-	備品購入	千円 3,299	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 投資顧問報酬の支払は、国内投信及び国内年金に対する支払で、料率は各投信、各年金毎に個別に決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。

(注3) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

第10期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	レグ・メイソン・インク	米国メリーランド州	百万米ドル 13	持株会社	被所有 直接 100%	-	-	諸経費の支払 (注1)	千円 3,060	未払費用	千円 724

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメン・カンパニー・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 13	金融業	-	-	投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 6,485	その他未収収益	千円 1,509
								投資顧問報酬の支払 (注1)	653,410	未払費用	156,688
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメン・カンパニー	米国カリフォルニア州	米ドル 500	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 327,280	未払費用	千円 72,937
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメン・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアメルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 394,868	未払費用	千円 98,734
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメン(株)	東京都千代田区	億円 10	金融業	-	-	投資顧問契約	長期差入保証金の差入	千円 72,745	長期差入保証金	千円 145,490
								投資顧問報酬・諸経費の支払 (注1)	62,757	未払費用	12,581
親会社の子会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬・諸経費の支払 (注1)	千円 25,610	未払費用	千円 21,213
親会社の子会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	-	投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 29,251	その他未収収益	千円 7,870
								投資顧問報酬の支払 (注1)	155,914	未払費用	38,217
親会社の子会社	レグ・メイソン・インベストメンツ(ヨーロッパ)リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 8	金融業	-	-	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 92,135	その他未収収益	千円 11,680

親会社の子会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 11,422	未払費用	千円 3,063
親会社の子会社	レッグ・メイソン・キャピタル・マネジメント・インク	米国 メリーランド州	千米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 3,653	未払費用	千円 653
親会社の子会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州	米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 195,009	未払費用	千円 43,943
親会社の子会社	レッグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州	-	サービス業	-	-	-	調査費・諸経費の支払	千円 37,323	未払費用	千円 12,901
親会社の子会社	レッグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国 メリーランド州	米ドル 1	サービス業	-	-	サービス契約	諸経費の支払	千円 116,163	未払費用	千円 116,163
親会社の子会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 36,235	未払費用	千円 14,014

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 投資顧問報酬の支払は、国内投信及び国内年金に対する支払で、料率は各投信、各年金毎に個別に決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。

(注3) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

(1株当たり情報)

第9期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第10期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	15,231円47銭	1株当たり純資産額	15,923円73銭
1株当たり当期純利益	1,794円18銭	1株当たり当期純利益	254円82銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	140,430千円	当期純利益	19,944千円
普通株式に帰属しない金額	0	普通株式に帰属しない金額	0
普通株式に係る当期純利益	140,430千円	普通株式に係る当期純利益	19,944千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第9期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第11期中間会計期間末 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		530,239
未収委託者報酬		343,342
未収運用受託報酬		286,126
未収入金		9,340
前払費用		24,590
その他未収収益		23,458
流動資産計		1,217,098
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	331,855
器具備品	1	149,502
有形固定資産計		481,358
無形固定資産		
ソフトウェア		13,830
無形固定資産計		13,830
投資その他の資産		
投資有価証券		222,739
長期差入保証金		148,588
長期性預金		360,705
前払年金費用		117,568
投資その他の資産計		849,602
固定資産計		1,344,791
資産合計		2,561,889

(単位：千円)

第11期中間会計期間末
(平成20年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払手数料	148,423
未払消費税等	30,073
未払法人税等	6,900
前受金	14,948
賞与引当金	95,025
未払費用	614,513
預り金	13,567
流動負債計	923,452
固定負債	
退職給付引当金	203,857
役員退職慰労引当金	247,082
固定負債計	450,940
負債合計	1,374,392
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405
資本剰余金計	226,405
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	23,047
利益剰余金計	23,047
株主資本計	1,249,453
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	61,957
評価・換算差額等計	61,957
純資産合計	1,187,496
負債・純資産合計	2,561,889

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第11期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			2,951,767
運用受託報酬			377,030
その他営業収益			50,438
営業収益計			3,379,236
営業費用			
一般管理費	1	2	903,487
営業利益			46,618
営業外収益			
受取利息			375
受取配当金			707
営業外収益計			1,083
営業外費用			
為替差損			35,535
営業外費用計			35,535
経常利益			12,166
特別損失			
投資有価証券評価損			7,163
特別損失計			7,163
税引前中間純利益			5,003
法人税、住民税及び事業税			1,900
法人税等合計			1,900
中間純利益			3,103

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第11期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	226,405
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	226,405
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	19,944
当中間期変動額	
中間純利益	3,103
当中間期変動額合計	3,103
当中間期末残高	23,047
株主資本合計	
前期末残高	1,246,350
当中間期変動額	
中間純利益	3,103
当中間期変動額合計	3,103
当中間期末残高	1,249,453
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	61,957
当中間期変動額合計	61,957
当中間期末残高	61,957

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 (2) デリバティブ 為替予約取引 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 12～18年 器具備品 4～8年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。また、適格退職年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース取引開始日が適用初年度の開始前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
(リース取引に関する会計基準等) 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度の開始前のリース取引については、改正前のリース取引に関する会計基準等に従って処理しております。

表示方法の変更

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)

(中間貸借対照表)

前中間会計期間において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間より「未収運用受託報酬」として計上しております。

(中間損益計算書)

前中間会計期間において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間より「運用受託報酬」として計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第11期中間会計期間末 平成20年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	23,663千円
器具備品	35,837千円
2 関係会社に対する資産及び負債	
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	
未払費用	1,311千円

(中間損益計算書関係)

第11期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	25,020千円
無形固定資産	1,649千円
2 関係会社との取引	
一般管理費	2,097千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第11期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	前事業年度末(株)	当中間会計期間増加(株)	当中間会計期間減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270

(リ - ス取引関係)

第11期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
中間財務諸表等規則第5条の3により記載を省略しております。	

（有価証券関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 末 平成20年9月30日 現在	
1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)	
(1) 貸借対照表価額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券 取得原価 中間貸借対照表計上額 差額	275,411 213,454 61,957
2. 時価評価されていない有価証券 (単位：千円)	
区分	中間貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く） 中間貸借対照表計上額	9,285
(注) 表中の中間貸借対照表計上額は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損7,163千円を計上しております。	

（デリバティブ取引関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)					
1. 取引の状況に関する事項 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。					
2. 取引の時価等に関する事項 通貨関連 (単位：千円)					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	270,487	-	261,147	9,340
(注) 1. 時価の算定方法 中間期末の時価は先物相場を使用しております。					

（ストック・オプション等関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)	
1. ストック・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名 一般管理費 2,097千円	
2. ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	

（一株当たり情報）

第 11 期 中 間 会 計 期 間

(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

1株当たり純資産額	15,171.79円
1株当たり中間純利益金額	39.64円

(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	3,103千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	3,103千円
期中平均株式数	78,270株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

また、委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」及び「販売会社」）

資本金の額

平成20年11月末現在 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。なお、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(2)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（「投資顧問会社」）

資本金の額

平成20年3月末現在 13百万米国ドル（約1,183百万円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成20年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米国ドル=91.03円）によります。）

事業の内容

英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー（「投資顧問会社」）

資本金の額

平成20年3月末現在 500米国ドル（45,515円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成20年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米国ドル=91.03円）によります。）

事業の内容

米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(4)バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク（「投資助言会社」）

資本金の額

平成20年3月末現在 1米国ドル（91.03円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成20年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米国ドル=91.03円）によります。）

事業の内容

米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(5)株式会社福岡銀行（「販売会社」）

資本金の額

平成20年11月末現在 82,329百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(6)株式会社北海道銀行（「販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末現在 93,524百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(7)株式会社広島銀行（「販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末現在 54,573百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(8)株式会社みなと銀行（「販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末現在 27,484百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っ

ています。

(9)株式会社鹿児島銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成20年5月末現在 18,130百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(10)株式会社京葉銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成20年9月末現在 49,759百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(11)株式会社愛知銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成20年11月末現在 18,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(12)株式会社東北銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成20年9月末現在 8,233百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(13)株式会社栃木銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成21年1月7日現在 27,408百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(14)株式会社山陰合同銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成20年11月末現在 20,705百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(15)トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社(「販売会社」)

資本金の額

平成20年12月末現在 7,500百万円

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(16)日興コーディアル証券株式会社(「販売会社」)

資本金の額

平成20年9月末現在 100,000百万円

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(17)株式会社京都銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成20年12月末現在 37,790百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(18)株式会社七十七銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成20年9月末現在 24,658百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(19)株式会社熊本ファミリー銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成20年6月末現在 2,802百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(20)株式会社伊予銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成20年9月末現在 20,948百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(21)株式会社親和銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成20年9月1日現在 25,831百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(22)株式会社東日本銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成20年12月25日現在 38,300百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(23)京都信用金庫(「販売会社」)

資本金の額

平成20年9月末現在 13,408百万円

事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(注)資本金の額の箇所には、出資の総額を記載しております。

(24)野村證券株式会社(「販売会社」)

資本金の額

平成20年11月末現在 10,000百万円

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(25)三井住友海上火災保険株式会社(「販売会社」)

資本金の額

平成20年9月末現在 139,595百万円

事業の内容

保険業法に基づき、損害保険業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

<再信託受託会社の概要>

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額

平成20年9月末現在 10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき、信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドが主要投資対象とするLM・グローバル債券マザーファンドの運用指図を行います。

(3) 投資助言会社における関係業務の概要

委託会社に対し、当ファンドが主要投資対象とするLM・グローバル株式マザーファンドの運用に係る助言及び情報提供を行います。

(4) 販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

届出会社と他の関係法人の間には直接の資本関係はありません。委託会社、バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーの最終的親会社はレグ・メイソン・インクであります。

第3【参考情報】

当特定期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

平成20年5月26日 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年6月16日 臨時報告書

平成20年6月19日 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年8月5日 有価証券報告書

平成20年8月5日 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年9月16日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年1月9日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・グローバル・プラス（毎月分配型）の平成20年5月9日から平成20年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・グローバル・プラス（毎月分配型）の平成20年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口 雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月26日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口 雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年7月8日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・グローバル・プラス（毎月分配型）の平成19年11月9日から平成20年5月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・グローバル・プラス（毎月分配型）の平成20年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口 雅昭
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。